第７期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画

第３期皆野町障がい児福祉計画

素　案

令和６年３月

埼玉県皆野町

町長あいさつ

目　次

第１編　第７期皆野町障がい者計画 1

第１章　計画の概要 1
　第１項　計画策定の趣旨 1
　第２項　障害者に関する制度改革 2
　第３項　計画の位置づけ 3
　第４項　計画の期間 4
　第５項　計画の対象者 4
　第６項　計画の策定体制 5
第２章　皆野町の障害のある人の状況 6
　第１項　皆野町の障害者をめぐる状況 6
　第２項　アンケート調査結果 12
第３章　計画の基本理念と体系 26
　第１項　基本理念 26
　第２項　各分野に共通する横断的視点（国基本計画に基づく） 26
　第３項　施策体系 28
第４章　施策の展開 30
　第１項　差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 30
　　１　障害の理解の推進 31
　　２　権利擁護の推進、虐待の防止 32
　　３　障害を理由とする差別の解消の推進 33
　第２項　安全・安心な生活環境の整備 34
　　１　障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進 35
　　２　住みよい住宅環境への支援 36
　　３　移動・交通環境の整備 37
　第３項　情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 38
　　１　意思疎通支援 39
　　２　行政情報のアクセシビリティの向上 40
　第４項　防災、防犯等の推進 41
　　１　防災対策の推進 42
　　２　消費者トラブルの防止、防犯対策の推進 43
　第５項　保健・医療の推進 44
　　１　ライフステージに合わせた健康づくり 45
　　２　保健・医療の充実等 46
　　３　精神保健の推進 48
　第６項　自立した生活の支援・意思決定支援の推進 49
　　１　相談支援体制の充実 50
　　２　地域移行支援、在宅サービス等の充実 51
　　３　障害児に対する支援の充実 52
　　４　障害福祉サービスの質の向上と人材育成等 53
　第７項　教育の振興 54
　　１　早期療育・切れ目のない支援の充実 55

２　学校教育の充実..... 56
第８項　雇用・就業、経済的自立の支援..... 57
１　総合的な就労支援の推進..... 58
２　障害者雇用の促進..... 59
３　経済的自立の支援..... 59
第９項　文化芸術活動・スポーツ等の振興..... 60
１　文化芸術活動、余暇、レクリエーション活動等の充実..... 60
２　障害者スポーツの普及拡大..... 61

第２編　第７期皆野町障がい福祉計画・第３期皆野町障がい児福祉計画..... 62

第１章　障がい福祉計画及び障がい児福祉計画..... 62
第１項　基本理念 62
第２項　障害福祉サービスに関する数値目標..... 65
１　福祉施設の入所者の地域生活への移行..... 66
２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築..... 66
３　地域生活支援の充実..... 67
４　福祉施設から一般就労への移行等..... 67
５　障害児支援の提供体制の整備等..... 68
６　相談支援体制の充実・強化等..... 70
７　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築..... 70
第３項　障害福祉サービスの体系..... 71
第４項　障害福祉サービスの利用実績と量の見込み..... 72
１　訪問系サービス..... 72
２　日中活動系サービス..... 74
３　居住系サービス..... 77
４　相談支援 78
５　障害児通所支援等..... 79
６　障害児相談支援..... 81
７　その他活動指標..... 83
第５項　地域生活支援事業 87
１　地域生活支援事業（必須事業）..... 87
２　地域生活支援事業（任意事業）..... 91
第２章　計画の推進..... 94
第１項　各主体の役割 94
第２項　計画の推進 966
第３項　目標達成状況の評価 966

資料編
第１項　計画の策定経過 977
第２項　皆野町障害者福祉基本計画策定協議会設置要綱..... 977
第３項　皆野町障害者福祉基本計画策定協議会委員名簿..... 977

第１編　第７期皆野町障がい者計画

第１章　計画の概要

第１項　計画策定の趣旨

近年、障害のある人の高齢化や障害の重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念に則り、障害の有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共に支え合う共生社会の実現が求められています。

国においては、平成 28 年４月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、令和元年６月に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されるなど、平成 26 年１月に批准した「障害者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備が進められてきました。

また国は、令和５年に共生社会の実現に向けた障害者の主体的な社会参加、これを制約する社会的障壁の除去等を基本理念とした「障害者基本計画（第５次）」を策定しています。また、近年では「障害者文化芸術推進法」、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、様々な法整備が進められてきています。

県においても、令和３年度から令和５年度を対象期間とする「第６期埼玉県障害者支援計画」を策定し、「障害者の自立と社会参加を支援し、障害のある人と障害のない人が分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できる社会」を目指し「個人の尊重、主体性の尊重」や「自立した地域生活の実現」等を基本的視点に掲げ、各種障害者施策の推進が図られています。

本町においては、既存計画期間の終了を踏まえ、これまでの施策の実施状況や障害のある人を取り巻く環境の変化等を考慮しながら、新たな「第７期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画・第３期皆野町障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障害のある人の社会への参加、参画に向けた施策を計画的に推進していきます。

第２項　障害者に関する制度改革

平成18年 （2006年）	○障害者自立支援法の施行 ○障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行 （精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援等） ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の公布 **●第１期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画（３月）**
平成19年 （2007年）	○学校教育法の改正（障害児などに対する教育が特別支援教育として位置づけられる） ○重点施策実施5か年計画（後期）の策定 （平成24(2012)年度までの障害福祉施策の基本的方向として重点的に取組む事項） ○障害者権利条約への署名 （国連総会における、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための国際条約）
平成20年 （2008年）	○児童福祉法の改正（障害児に対する福祉施策が、児童福祉法に位置づけられる）
平成21年 （2009年）	**●第2期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画（３月）**
平成22年 （2010年）	○整備法の成立 （利用者負担を応能負担へ、相談支援の充実，障害児支援の強化、グループホーム・ケアホーム利用時の助成、 重度視覚障害者の移動支援個別給付化等）
平成23年 （2011年）	○障害者虐待防止法の成立 （福祉施設従事者等、養護者、職場の雇用主や経営担当者など使用者等による虐待禁止） ○改正障害者基本法の成立 （地域社会での生活の選択、障害のない子と共に教育を受ける権利）
平成24年 （2012年）	○障害者総合支援法の制定 （障害者定義に難病等を追加、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化等） ○障害者虐待防止法の施行（障害者虐待の防止、障害者（児）の権利擁護） **●第3期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画（３月）**
平成25年 （2013年）	○障害者総合支援法の施行 ○障害者優先調達推進法の施行 ○障害者差別解消法の制定（障害を理由とする差別の解消）
平成26年 （2014年）	○改正精神保健福祉法の施行（病院での地域移行・退院促進の取組みが制度化） ○障害者権利条約の批准
平成27年 （2015年）	**●第4期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画（３月）**
平成28年 （2016年）	○障害者差別解消法の施行（障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の推進） ○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 及び児童福祉法の一部を改正する法律」成立（＊平成30年4月施行） ○発達障害者支援法改正（ライフステージを通した切れ目のない身近で受けられる支援）
平成30年 （2018年）	**●第5期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画・第１期皆野町障がい児福祉計画（３月）**
令和元年 （2019）	○読書バリアフリー法 ○欠格条項削除一括法
令和3年 （2021）	**●第6期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画・第2期皆野町障がい児福祉計画（３月）** ○医療的ケア児支援法
令和4年 （2022）	○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法

第３項　計画の位置づけ

本計画の位置づけは、次のとおりです。計画の策定に当たっては、国の基本的な考え方や新規施策を踏まえるとともに、「埼玉県障害者支援計画」と整合性を図り、「皆野町地域福祉計画」「皆野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「皆野町子ども・子育て支援事業計画」など関連する計画との連携を図ります。

本計画は、他計画と一体的、横断的に推進し、障害者（児）に関するより専門的・個別的な領域を受け持つものです。

① 皆野町障がい者計画

障害者基本法第 11 条に定める「市町村障害者計画」に該当します。

障害者の施策全般にわたる基本的な事項及び地域における障害者のくらしを支えるための理念計画であり、障害者の社会への参加、参画に向けた施策を総合的かつ計画的に推進を図るための計画です。

② 皆野町障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障害者総合支援法第 88 条で定める市町村計画で、「障害福祉計画」の実施計画として位置づけられるものです。

障害者（児）が生活する上で必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を実施するに当たり、提供体制の確保や種類ごとの必要量を具体的に定めた計画となります。

計画の性格と法的位置づけ

	障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
法的根拠	障害者基本法	障害者総合支援法・児童福祉法
市町村の策定義務	義務	義務
計画の性格	障害者の施策全般にわたる基本的な事項を定める	障害福祉サービスに関する3年間の実施計画
国・県の計画との関係	国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本にして策定	国の基本方針に即して作成するとともに、都道府県障害福祉計画と整合性を図りながら策定
計画期間	規定なし	3年間
策定後の対応	市町村長は議会に報告するとともに、その趣旨を公表	市町村は遅滞なく都道府県知事に提出

第４項　計画の期間

本計画の「第７期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画・第３期皆野町障がい児福祉計画」の計画期間は以下に示すとおりです。

<table>
<tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和1 年度</td><td>令和 2 年度</td><td>令和 3 年度</td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td><td>令和 7 年度</td><td>令和 8 年度</td><td>令和 9 年度</td></tr>
<tr><td>国</td><td colspan="5">第4次障害者基本計画</td><td colspan="5">第5次障害者基本計画</td></tr>
<tr><td>県</td><td colspan="3">第５期埼玉県障害者支援計画</td><td colspan="3">第６期埼玉県障害者支援計画</td><td colspan="2">第７期埼玉県障害者支援計画</td><td></td></tr>
<tr><td>皆野町</td><td colspan="3">第5期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画・第1期皆野町障がい児福祉計画</td><td colspan="3">第6期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画・第2期皆野町障がい児福祉計画</td><td colspan="2">第7期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画・第3期皆野町障がい児福祉計画</td><td></td></tr>
</table>

第５項　計画の対象者

本計画における「障がい者」は、障害者基本法第２条第１項に規定する、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

また、「障がい児」は、児童福祉法第４条第２項に規定する、「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法第２条第２項に規定する発達障害児を含む。）」とします。

更に、精神障害には高次脳機能障害と診断され精神障害者保健福祉手帳を取得した方を含むとともに、障害者及び障害児には、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、障害者総合支援法第４条第１項の政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である方（難病患者）も含みます。

第６項　計画の策定体制

１　策定委員会による協議

障害者団体、障害福祉事業者をはじめ、保健、医療、福祉、教育に係る関係機関で構成する「皆野町障害者福祉基本計画策定協議会」を設置し、計画内容の協議を行いました。

２　アンケート調査並びに事業者ヒアリングによる意向の把握

計画策定の基礎資料として、町内にお住まいの障害者手帳をお持ちの方及び自立支援医療（精神通院）を受給している方、障害児サービス利用者に対して、アンケート調査を実施しました。

３　パブリック・コメントによる計画への意見の募集と反映

計画の素案について、広く町民の方からの意見を求めるため、パブリック・コメントを令和６年１月 10 日～令和６年２月９日まで実施しました。

第２章　皆野町の障害のある人の状況

第１項　皆野町の障害者をめぐる状況

１　人口の推移及び障害者手帳所持者数の推移

本町の人口は、令和５年度で 9,163 人と、令和元年度の 9,755 人と比較して 592 人減少となっています。

各年の高齢化率は、令和元年度の 36.5%から年々上昇し、令和５年度には 39.3%となっています。

■年齢区分の人口推移

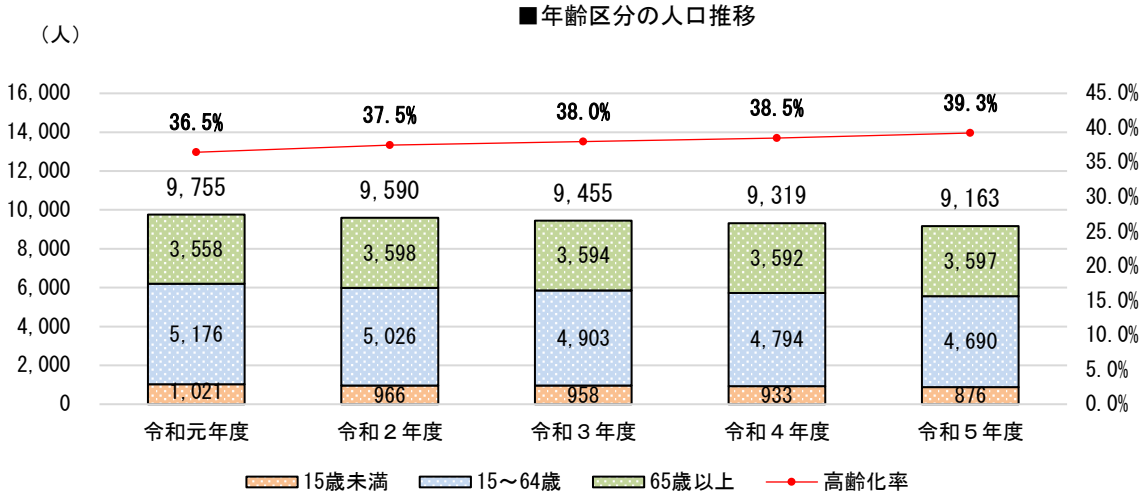

（各年度4月1日現在）

本町の障害者手帳所持者の総数は、令和５年度で 552 人と、近年においては増加傾向となっており、内訳としては、身体障害者手帳が 371 人、療育手帳が 95 人、精神保健福祉手帳が 86 人となっています。

総人口に対する割合でみると、令和５年度では、身体障害者手帳が 4.0%、療育手帳が 1.0%、精神保健福祉手帳が 0.9%となっています。

■総人口に占める障害者手帳所持者の推移　（単位：人、%）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口		9,755	9,590	9,455	9,319	9,163
手帳所持者数総数（延べ）		552	531	530	538	552
身体障害者手帳		369	359	359	362	371
	総人口に対する割合	3.8%	3.7%	3.8%	3.9%	4.0%
療育手帳		92	91	91	94	95
	総人口に対する割合	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%
精神保健福祉手帳		91	81	80	82	86
	総人口に対する割合	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%

（各年度4月1日現在）

２　障害のある人の推移

（１）身体障害者

身体障害者手帳所持者の推移をみると、令和５年度では 371 人と、令和元年度の 369 人と比較して２人の増加となっています。令和５年度における等級別の構成比は４級が 25.9%で最も多く、次いで３級が 15.6%となっています。また、主たる障害部位別の構成比をみると「肢体不自由」が 49.6%と最も多く、次いで「内部障害」が 35.0%となっています。

■手帳所持者数の推移（等級別）

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	116	117	117	117	118
2級	55	51	52	54	55
3級	66	62	63	61	58
4級	95	94	87	88	96
5級	23	21	26	26	27
6級	14	14	14	16	17
合計	369	359	359	362	371

（各年度4月1日現在）

【手帳所持者数の等級別の割合）】

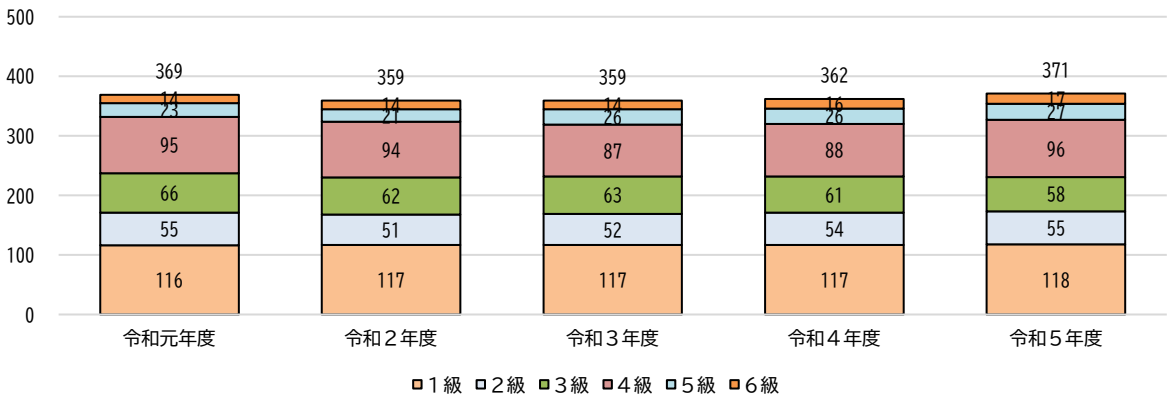

【手帳所持者数の等級別構成比】

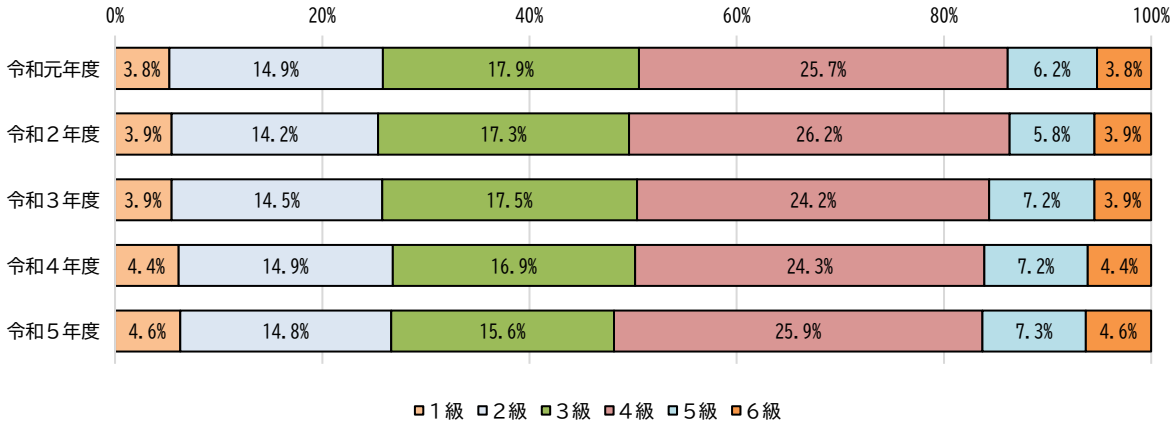

■主たる障害部位別の推移　　（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視覚障害	30	30	29	30	28
聴覚障害	22	22	22	26	26
言語障害	6	5	4	4	3
肢体不自由	207	191	187	185	184
内部障害	110	116	117	117	130
合計	375	364	359	362	371

（各年度４月１日現在）

【手帳所持者数の障害部位別の割合】

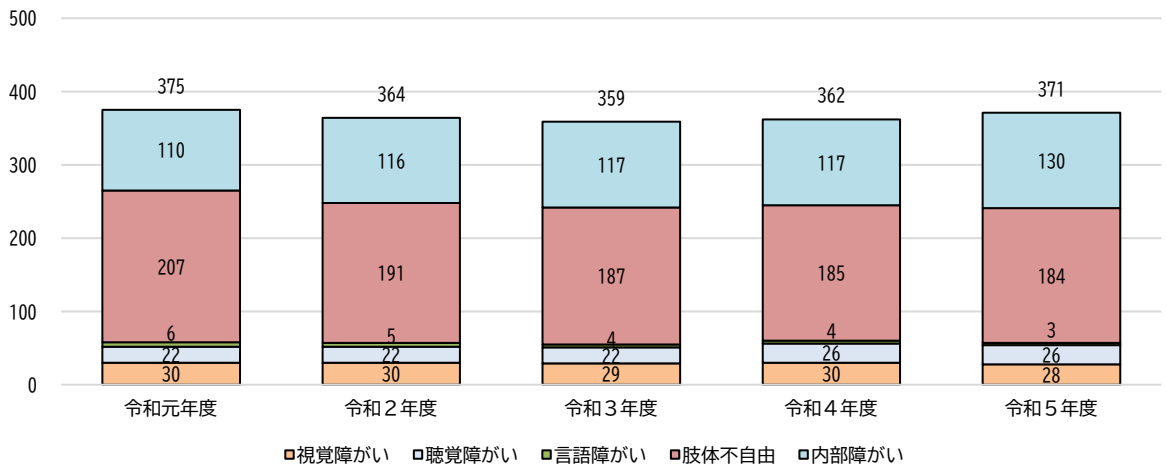

【手帳所持者数の障害部位別の構成比】

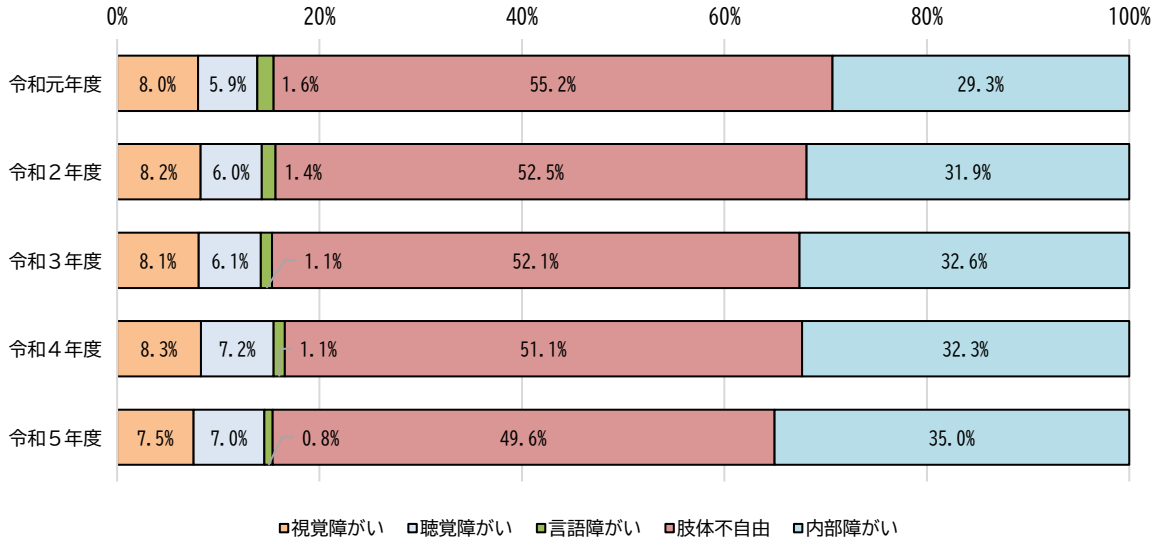

（２）知的障害者

療育手帳所持者の推移をみると、令和５年度では 91 人と、令和元年度の 92 人と比較して１人の減少となっています。令和５年度における等級別構成比でみると「Ｂ中度」が 35.2%と最も多く、次いで「Ａ重度」27.5%となっています。

■手帳所持者数の推移（等級別）

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
Ⓐ	15	15	16	16	17
A	23	24	25	25	24
B	35	34	32	33	33
C	19	18	18	20	21
合計	92	91	91	94	95

（各年度4月1日現在）

【療育手帳所持者数の等級別の割合】

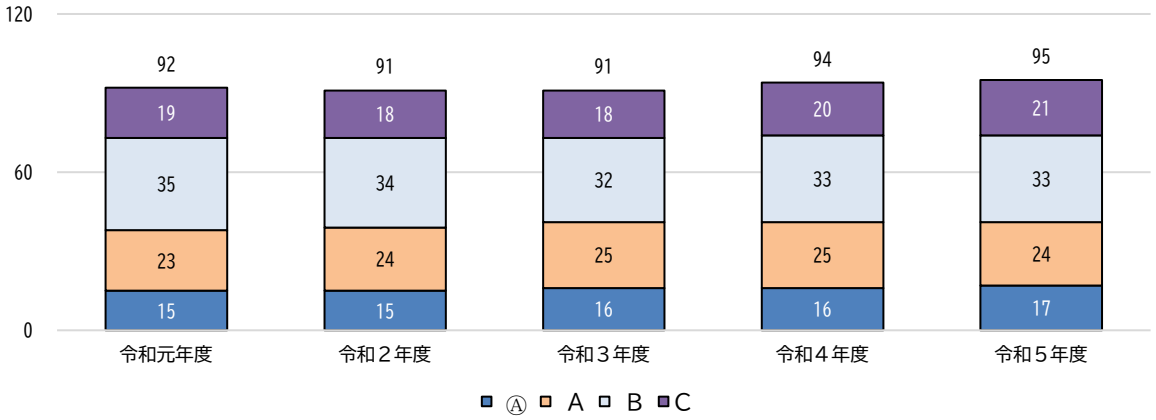

【手帳所持者数の等級別構成比】

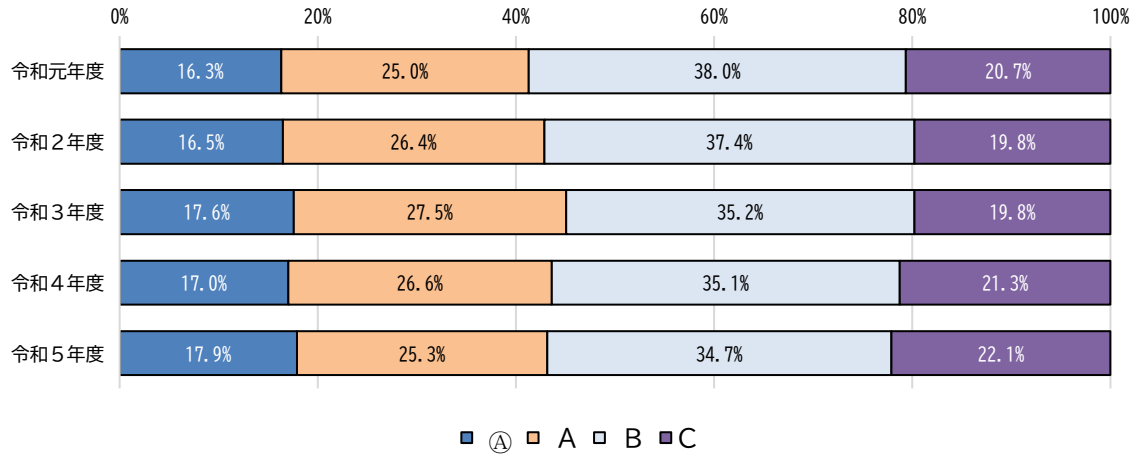

（３）精神障害者

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和５年度では 86 人と、令和元年度の 88 人と比較して２人の減少となっています。

自立支援医療受給者数は、令和５年度では 134 人と、令和元年度の 114 人と比較して 20 人の増加となっています。

■手帳所持者数の推移（等級別）　（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	7	7	7	8	7
2級	58	51	48	49	50
3級	23	23	25	25	29
合計	88	81	80	82	86

（各年度4月1日現在）

■自立支援医療受給者　（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神通院医療	114	116	119	132	134

（各年度4月1日現在）

（４）難病医療受給者

特定疾患医療給付者数は、令和５年度では 71 人と、令和元年度の 78 人と比較して７人の減少となっています。

小児慢性特定疾患医療給付者数は、令和５年度では９人と、令和元年度の 10 人と比較して１人の減少となっています。

■指定難病医療受給者　（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定疾患医療給付	78	76	76	70	71
小児慢性特定疾患医療給付	10	10	10	11	9

（各年度4月1日現在）

（５）障害のある児童・生徒の状況

特別支援学級に在籍する児童・生徒数の推移をみると、令和５年度では児童数 13 人、生徒数８人となっています。令和元年度と比較して、児童数、生徒ともに２人の減少となっています。

■特別支援学級在籍者数

（単位：人）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	学級数	6	6	6	6	6
	児童数	15	15	14	12	13
中学生	学級数	2	2	2	3	2
	生徒数	10	9	12	14	8

（各年度4月1日現在）

■特別支援学級在籍者の障害別

（単位：人）

	小学校	中学校	合計
視覚障害	0	0	0
聴覚障害	0	0	0
言語障害	0	0	0
肢体不自由	1	0	1
知的障害	7	3	10
自閉症・情緒障害	5	5	10
合計	13	8	21

（令和5年4月1日現在）

■通級指導教室[1]の在学者状況

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	2	2	2	1	0
中学校	0	0	0	0	0

（各年度4月1日現在）

[1] 「通級による指導」とは、大部分の授業を小・中・高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態で、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行います。

第２項　アンケート調査結果

１　調査概要

（１）調査目的

本計画を策定するに当たり、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向等を把握し、計画策定や施策推進の基礎資料とします。

（２）調査時期

令和５年８月 19 日～令和５年９月６日

（３）調査対象

・【障害者】町内に居住する 18 歳以上の障害者手帳所持者及び自立支援医療受給者
・【障害児】町内に居住する 18 歳未満の障害者手帳所持者及びサービス利用者

（４）調査方法

郵送による配布・回収

（５）回収状況

対象者	配付数	回収件数	回収率
障がい者	481件	230件	47.8%
障がい児	41件	15件	36.6%

（６）集計上の留意点

①グラフ中の「n=」は、母数となるサンプル数(回答者数)を示しています。
②集計結果は百分率で算出し、四捨五入の関係上、百分率の合計が 100%にならない場合があります。
③複数回答の場合は、回答者実数より多くなっている場合があります。
④回答者が無い場合の設問では一部集計表・グラフを省いています。

Q　日常生活で、次のことをどのようにしていますか。(それぞれに○を1つ)

日常生活で次のことをどのようにしているかについては、「ひとりでできる」と回答した割合は「外出」を除く全ての項目で６割以上を占めています。「全部支援が必要」では、「お金の管理」20.9%が最も高く、次いで「外出」19.6%、「薬の管理」19.1%となっています。

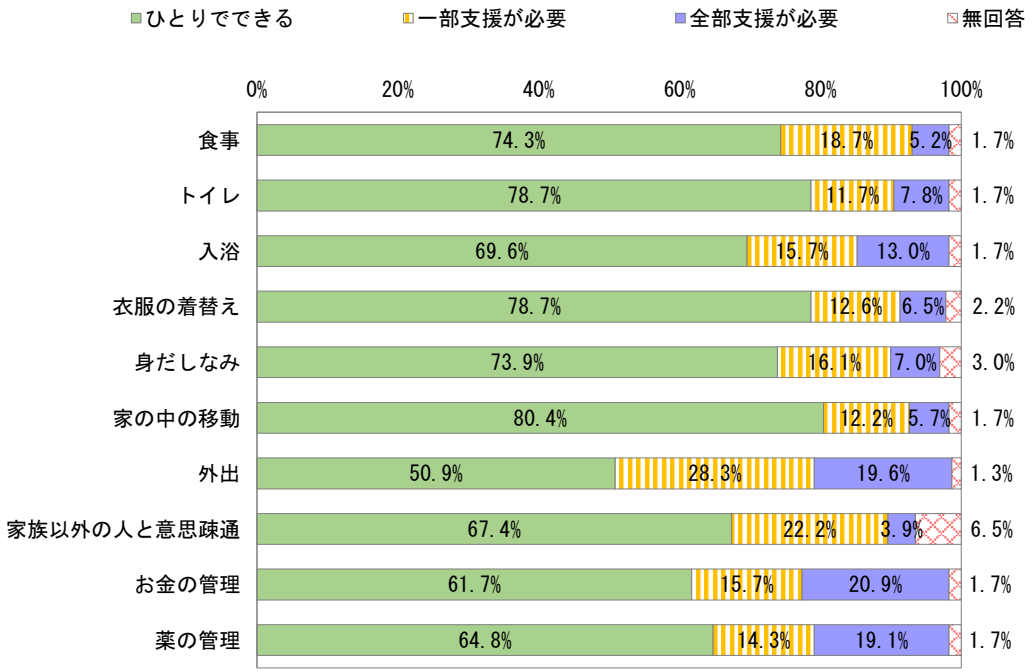

小数点第2位を四捨五入しているため、合計は100%と一致しない場合がある 上段:回答者数 下段:構成比 上位1項目	サンプル数	ひとりでできる	一部支援が必要	全部支援が必要	無回答
食事	230 100.0%	171 74.3%	43 18.7%	12 5.2%	4 1.7%
トイレ	230 100.0%	181 78.7%	27 11.7%	18 7.8%	4 1.7%
入浴	230 100.0%	160 69.6%	36 15.7%	30 13.0%	4 1.7%
衣服の着脱	230 100.0%	181 78.7%	29 12.6%	15 6.5%	5 2.2%
身だしなみ	230 100.0%	170 73.9%	37 16.1%	16 7.0%	7 3.0%
家の中の移動	230 100.0%	185 80.4%	28 12.2%	13 5.7%	4 1.7%
外出	230 100.0%	117 50.9%	65 28.3%	45 19.6%	3 1.3%
家族以外の人との意思疎通	230 100.0%	155 67.4%	51 22.2%	9 3.9%	15 6.5%
お金の管理	230 100.0%	142 61.7%	36 15.7%	48 20.9%	4 1.7%
薬の管理	230 100.0%	149 64.8%	33 14.3%	44 19.1%	4 1.7%

Q　あなたは、1週間にどの程度外出しますか。（あてはまるものすべてに○）

１週間の外出頻度については、「１週間に数回外出する」37.8%が最も高く、次いで「めったに外出しない」23.5%、「毎日外出する」23.0%となっています。

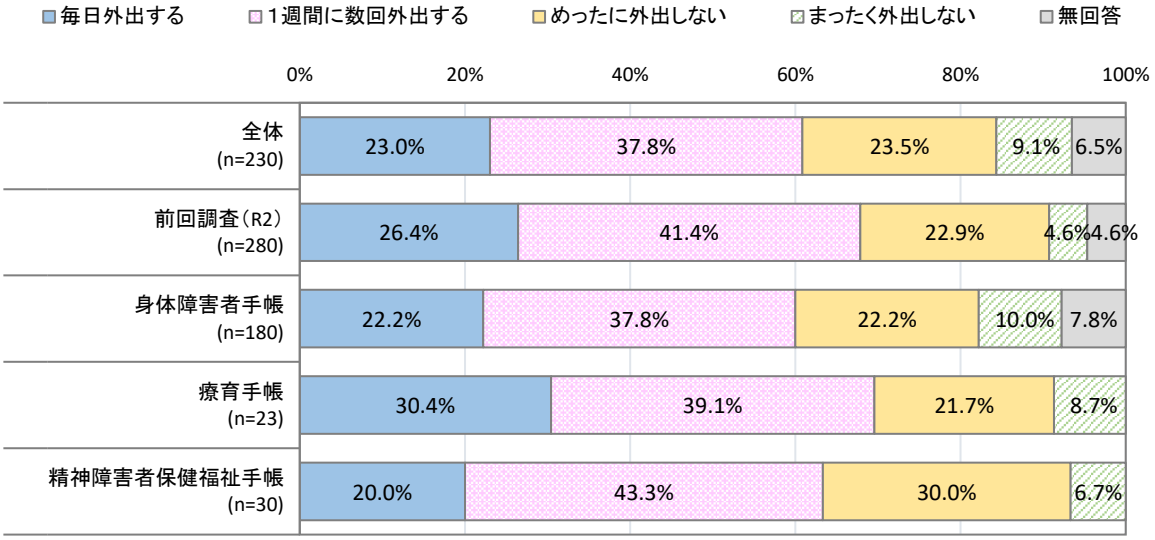

小数点第2位を四捨五入しているため、合計は100%と一致しない場合がある 上段：回答者数 下段：構成比 上位1項目		サンプル数	毎日外出する	1週間に数回外出する	めったに外出しない	まったく外出しない	無回答
全体		230 100.0%	53 23.0%	87 37.8%	54 23.5%	21 9.1%	15 6.5%
前回調査（R2）		280 100.0%	74 26.4%	116 41.4%	64 22.9%	13 4.6%	13 4.6%
年齢別	19歳以下	0 －	0 －	0 －	0 －	0 －	0 －
	20～39歳	18 100.0%	6 33.3%	9 50.0%	2 11.1%	0 0.0%	1 5.6%
	40～64歳	41 100.0%	14 34.1%	15 36.6%	7 17.1%	5 12.2%	0 0.0%
	65～74歳	54 100.0%	12 22.2%	27 50.0%	6 11.1%	6 11.1%	3 5.6%
	75歳以上	112 100.0%	20 17.9%	36 32.1%	37 33.0%	10 8.9%	9 8.0%
	無回答	5 100.0%	1 20.0%	0 0.0%	2 40.0%	0 0.0%	2 40.0%
手帳の種類	身体障害者手帳	180 100.0%	40 22.2%	68 37.8%	40 22.2%	18 10.0%	14 7.8%
	療育手帳	23 100.0%	7 30.4%	9 39.1%	5 21.7%	2 8.7%	0 0.0%
	精神障害者保健福祉手帳	30 100.0%	6 20.0%	13 43.3%	9 30.0%	2 6.7%	0 0.0%

【「あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(p14)」において、「1.毎日外出する」～「3.めったに外出しない」と回答した方】
Q　外出する時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

外出する時に困ることは何かについては、「公共交通機関（電車・バスなど）が少ない（ない）」21.1%が最も高く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」20.6%、「道路や駅に階段や段差が多い」16.0%となっています。

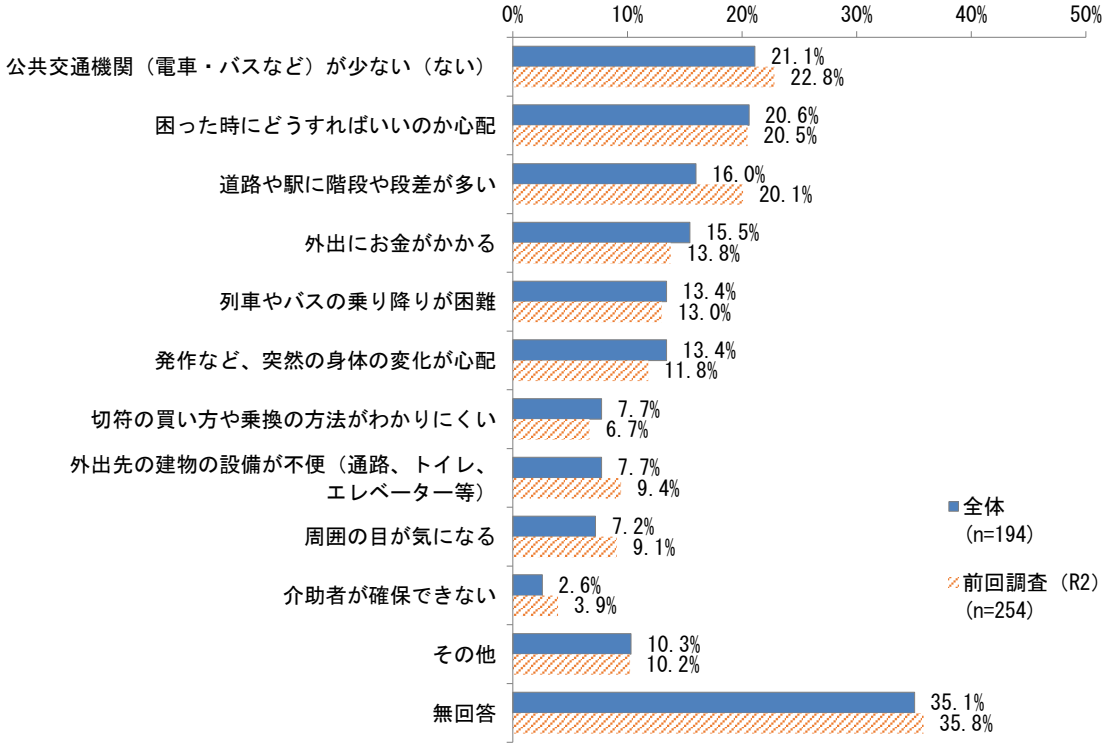

複数回答のため合計は100%にならない 上段:回答者数 下段:構成比 上位1項目		サンプル数	公共交通機関（電車・バスなど）が少ない（ない）	列車やバスの乗り降りが困難	道路や駅に階段や段差が多い	切符の買い方や乗換の方法がわかりにくい	外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーター等）	介助者が確保できない	外出にお金がかかる	周囲の目が気になる	発作など、突然の身体の変化が心配	困った時にどうすればいいのか心配	その他	無回答
全体		194	41	26	31	15	15	5	30	14	26	40	20	68
		–	21.1%	13.4%	16.0%	7.7%	7.7%	2.6%	15.5%	7.2%	13.4%	20.6%	10.3%	35.1%
前回調査(R2)		254	58	33	51	17	24	10	35	23	30	52	26	91
		–	22.8%	13.0%	20.1%	6.7%	9.4%	3.9%	13.8%	9.1%	11.8%	20.5%	10.2%	35.8%
年齢別	19歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	20～39歳	17	7	1	1	3	1	0	5	2	2	9	1	3
		–	41.2%	5.9%	5.9%	17.6%	5.9%	0.0%	29.4%	11.8%	11.8%	52.9%	5.9%	17.6%
	40～64歳	36	6	1	2	3	4	0	7	7	7	9	2	17
		–	16.7%	2.8%	5.6%	8.3%	11.1%	0.0%	19.4%	19.4%	19.4%	25.0%	5.6%	47.2%
	65～74歳	45	9	6	6	2	3	2	7	2	5	4	3	18
		–	20.0%	13.3%	13.3%	4.4%	6.7%	4.4%	15.6%	4.4%	11.1%	8.9%	6.7%	40.0%
	75歳以上	93	19	18	22	7	7	3	11	2	11	18	14	29
		–	20.4%	19.4%	23.7%	7.5%	7.5%	3.2%	11.8%	2.2%	11.8%	19.4%	15.1%	31.2%
	無回答	3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1
		–	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%
手帳の種類	身体障害者手帳	148	30	21	27	8	13	4	17	7	16	23	18	52
		–	20.3%	14.2%	18.2%	5.4%	8.8%	2.7%	11.5%	4.7%	10.8%	15.5%	12.2%	35.1%
	療育手帳	21	5	2	0	5	1	0	4	2	2	11	0	8
		–	23.8%	9.5%	0.0%	23.8%	4.8%	0.0%	19.0%	9.5%	9.5%	52.4%	0.0%	38.1%
	精神障害者保健福祉手帳	28	8	1	3	2	0	1	10	5	11	11	1	5
		–	28.6%	3.6%	10.7%	7.1%	0.0%	3.6%	35.7%	17.9%	39.3%	39.3%	3.6%	17.9%

【「あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。」において、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」と回答した方】
Q　どのような勤務形態で働いていますか。（○は1つだけ）

勤務形態については、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」40.0%が最も高く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない」32.0%、「自営業、農林水産業等」16.0%となっています。

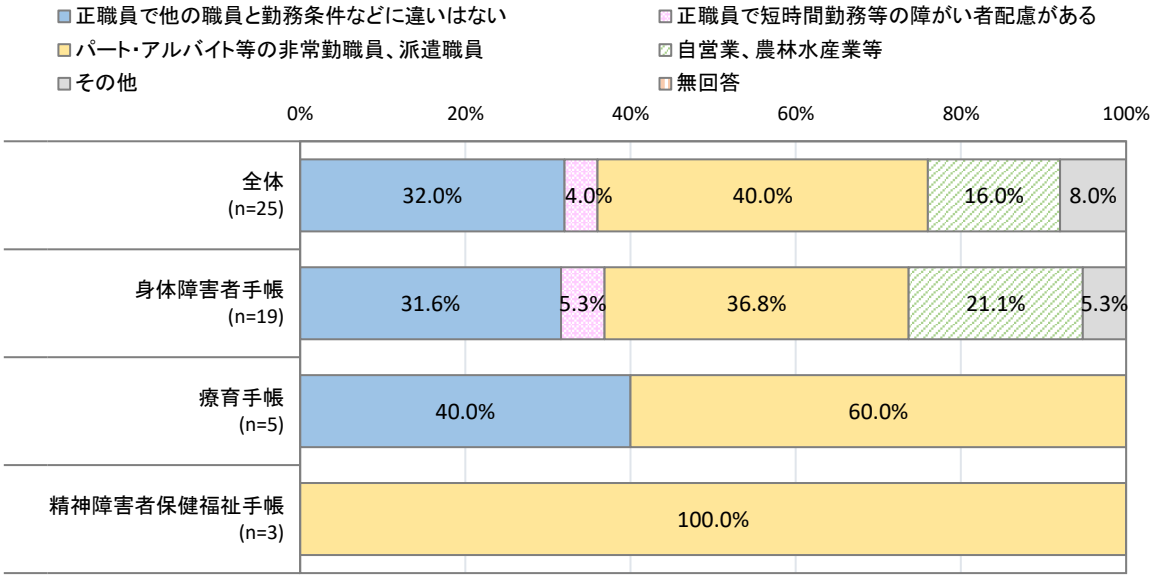

小数点第2位を四捨五入しているため、合計は100%と一致しない場合がある 上段：回答者数 下段：構成比 上位1項目		サンプル数	正職員で他の職員と勤務条件などに違いはない	正職員で短時間勤務等の障がい者配慮がある	パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員	自営業、農林水産業等	その他	無回答
全体		25 100.0%	8 32.0%	1 4.0%	10 40.0%	4 16.0%	2 8.0%	0 0.0%
年齢別	19歳以下	0 –	0 –	0 –	0 –	0 –	0 –	0 –
	20～39歳	9 100.0%	3 33.3%	1 11.1%	5 55.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	40～64歳	8 100.0%	5 62.5%	0 0.0%	1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%	0 0.0%
	65～74歳	7 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 42.9%	3 42.9%	1 14.3%	0 0.0%
	75歳以上	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	無回答	0 –	0 –	0 –	0 –	0 –	0 –	0 –
手帳の種類	身体障害者手帳	19 100.0%	6 31.6%	1 5.3%	7 36.8%	4 21.1%	1 5.3%	0 0.0%
	療育手帳	5 100.0%	2 40.0%	0 0.0%	3 60.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	精神障害者保健福祉手帳	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

Q　あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。
（あてはまるものすべてに○）

障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思うかについては、「職場の障がい者理解」37.0%が最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障害への理解があること」36.5%、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」34.3%となっています。

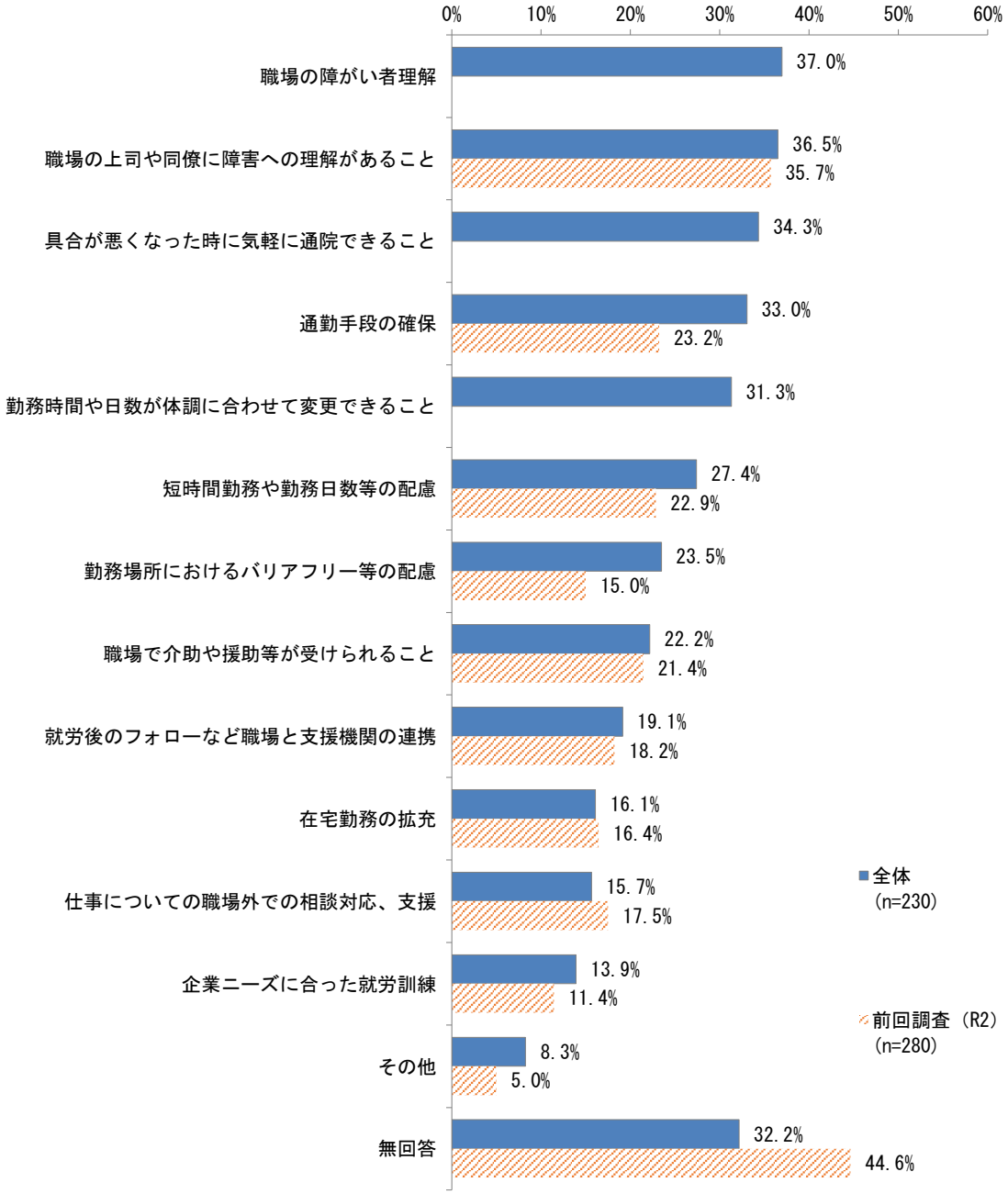

Q　余暇活動や社会的活動を行うには、主に何が必要だと思いますか。（○は1つだけ）

余暇活動や社会的活動を行うには、主に何が必要かについては、「付き添いをする人」20.9%が最も高く、次いで「経済的な余裕」19.1%、「誘ってくれる仲間」10.9%となっています。

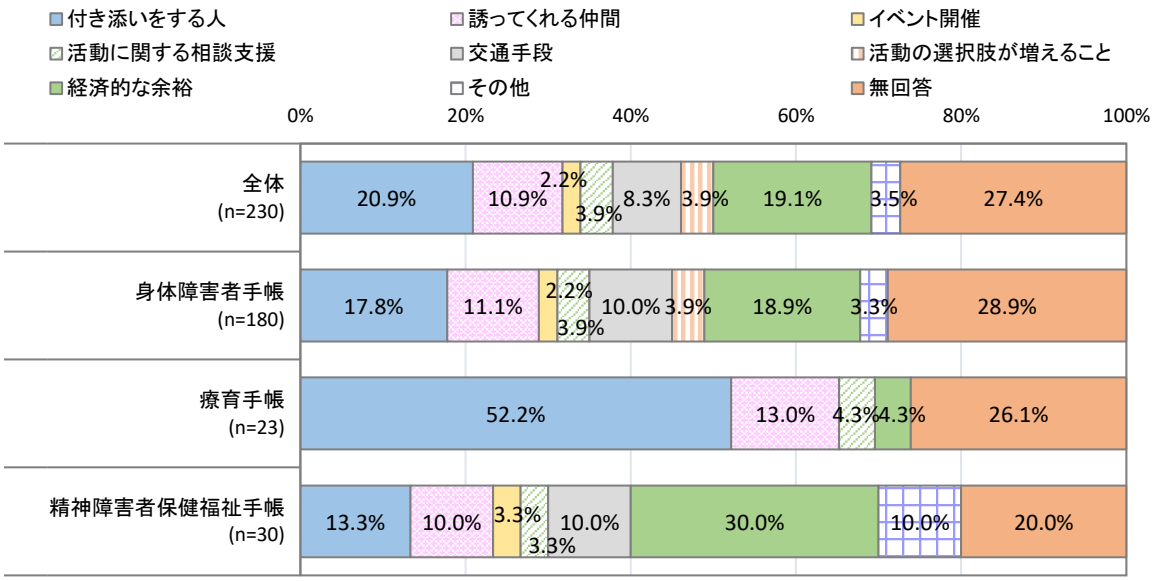

小数点第2位を四捨五入しているため、合計は100%と一致しない場合がある 上段：回答者数 下段：構成比 上位1項目		サンプル数	付き添いをする人	誘ってくれる仲間	イベント開催	活動に関する相談支援	交通手段	活動の選択肢が増えること	経済的な余裕	その他	無回答
全体		230 100.0%	48 20.9%	25 10.9%	5 2.2%	9 3.9%	19 8.3%	9 3.9%	44 19.1%	8 3.5%	63 27.4%
年齢別	19歳以下	0 －	0 －	0 －	0 －	0 －	0 －	0 －	0 －	0 －	0 －
	20～39歳	18 100.0%	5 27.8%	3 16.7%	1 5.6%	1 5.6%	1 5.6%	0 0.0%	1 5.6%	1 5.6%	5 27.8%
	40～64歳	41 100.0%	10 24.4%	5 12.2%	1 2.4%	3 7.3%	1 2.4%	2 4.9%	12 29.3%	1 2.4%	6 14.6%
	65～74歳	54 100.0%	11 20.4%	4 7.4%	1 1.9%	1 1.9%	7 13.0%	4 7.4%	11 20.4%	1 1.9%	14 25.9%
	75歳以上	112 100.0%	21 18.8%	13 11.6%	2 1.8%	4 3.6%	10 8.9%	3 2.7%	19 17.0%	5 4.5%	35 31.3%
	無回答	5 100.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	3 60.0%
手帳の種類	身体障害者手帳	180 100.0%	32 17.8%	20 11.1%	4 2.2%	7 3.9%	18 10.0%	7 3.9%	34 18.9%	6 3.3%	52 28.9%
	療育手帳	23 100.0%	12 52.2%	3 13.0%	0 0.0%	1 4.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.3%	0 0.0%	6 26.1%
	精神障害者保健福祉手帳	30 100.0%	4 13.3%	3 10.0%	1 3.3%	1 3.3%	3 10.0%	0 0.0%	9 30.0%	3 10.0%	6 20.0%

Q　あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。（あてはまるものすべてに○）

普段、悩みや困ったことを誰に相談するかについては、「家族や親せき」72.6%が最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」32.6%、「友人・知人」23.0%となっています。

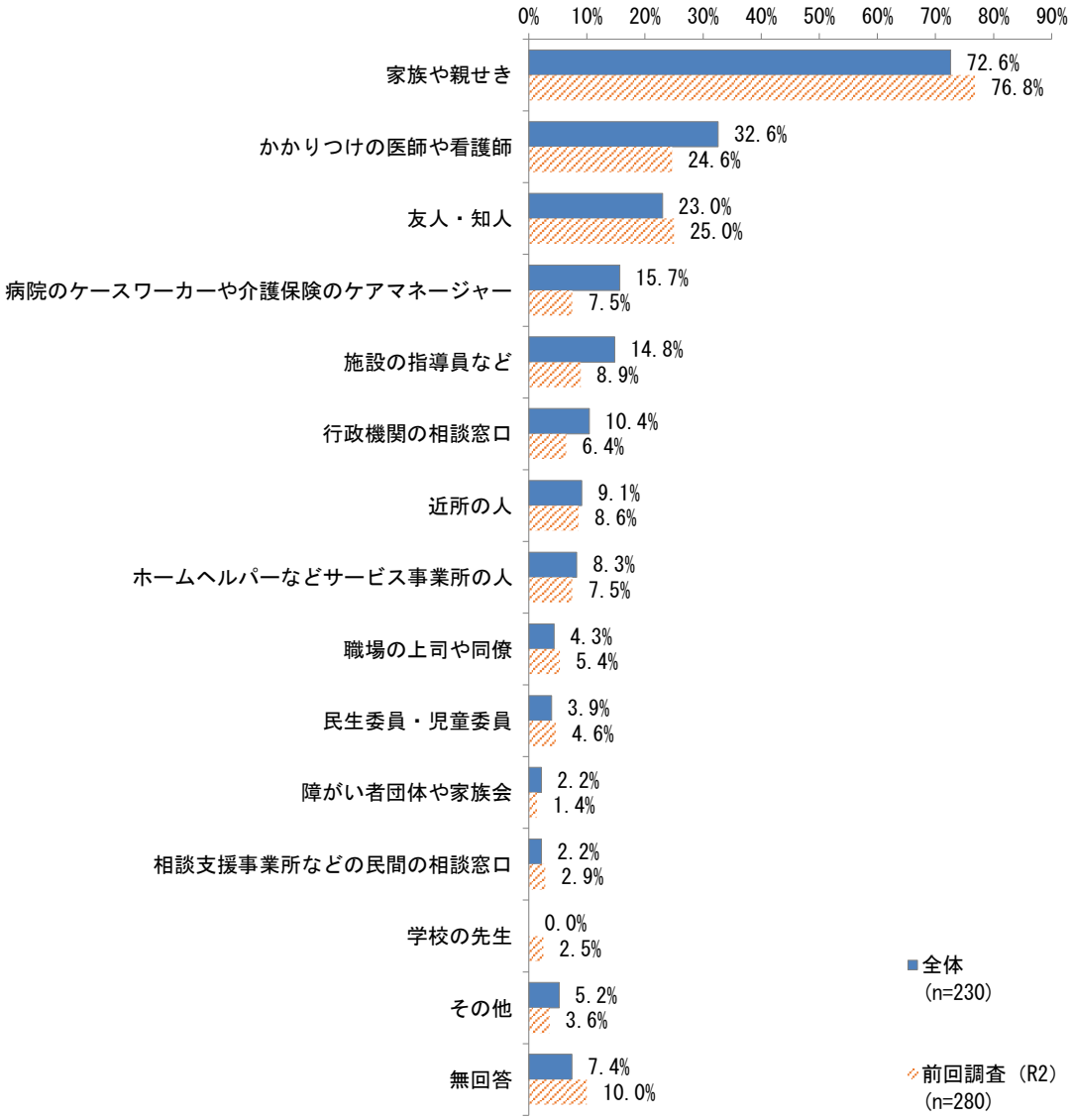

Q　あなたは、次の相談機関を知っていますか。また、利用したことがありますか。
（相談機関ごとに○は1つだけ）

相談機関の認知度、利用について、「知らない」と回答した割合が最も高いのは、「相談支援事業所」で 49.6%を占めています。「利用したことがある」、「知っているが利用したことはない」では、「地域包括支援センター」が 39.1%と最も高くなっています。

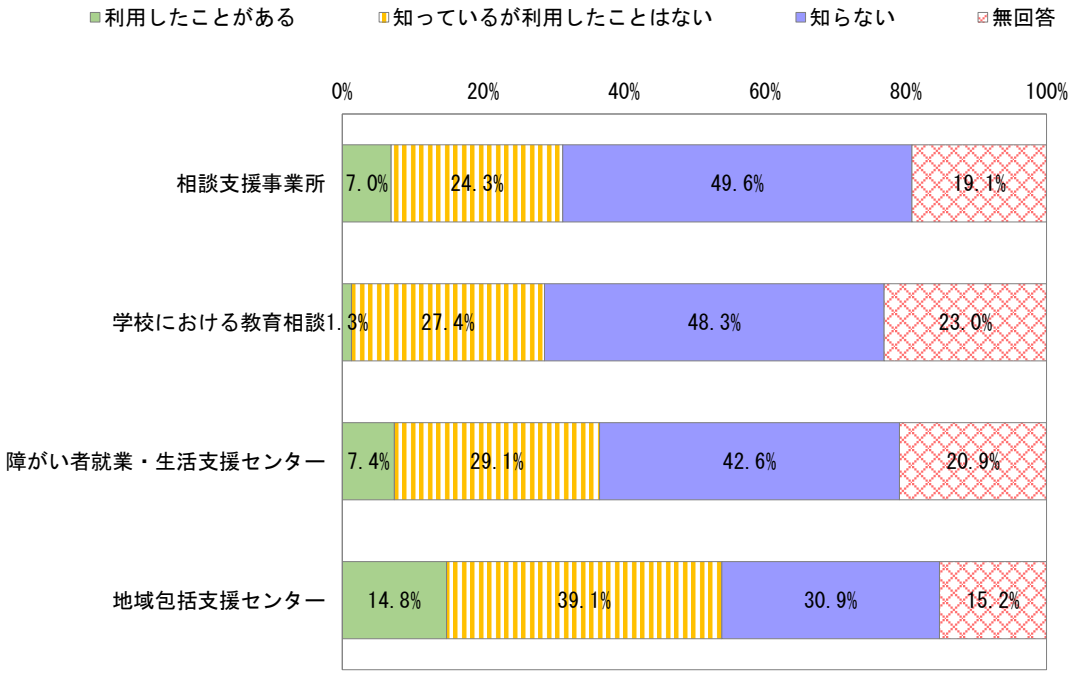

小数点第2位を四捨五入しているため、合計は100%と一致しない場合がある 上段：回答者数 下段：構成比 上位1項目	サンプル数	利用したことがある	知っているが利用したことはない	知らない	無回答
相談支援事業所	230 100.0%	16 7.0%	56 24.3%	114 49.6%	44 19.1%
学校における教育相談	230 100.0%	3 1.3%	63 27.4%	111 48.3%	53 23.0%
障がい者就業・生活支援センター	230 100.0%	17 7.4%	67 29.1%	98 42.6%	48 20.9%
地域包括支援センター	230 100.0%	34 14.8%	90 39.1%	71 30.9%	35 15.2%

Q　あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。
（あてはまるものすべてに○）

障がいのことや福祉サービスに関する情報をどこから知ることが多いかについては、「皆野町の広報誌」40.9%が最も高く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」30.4%、「家族や親せき、友人・知人」30.0%となっています。

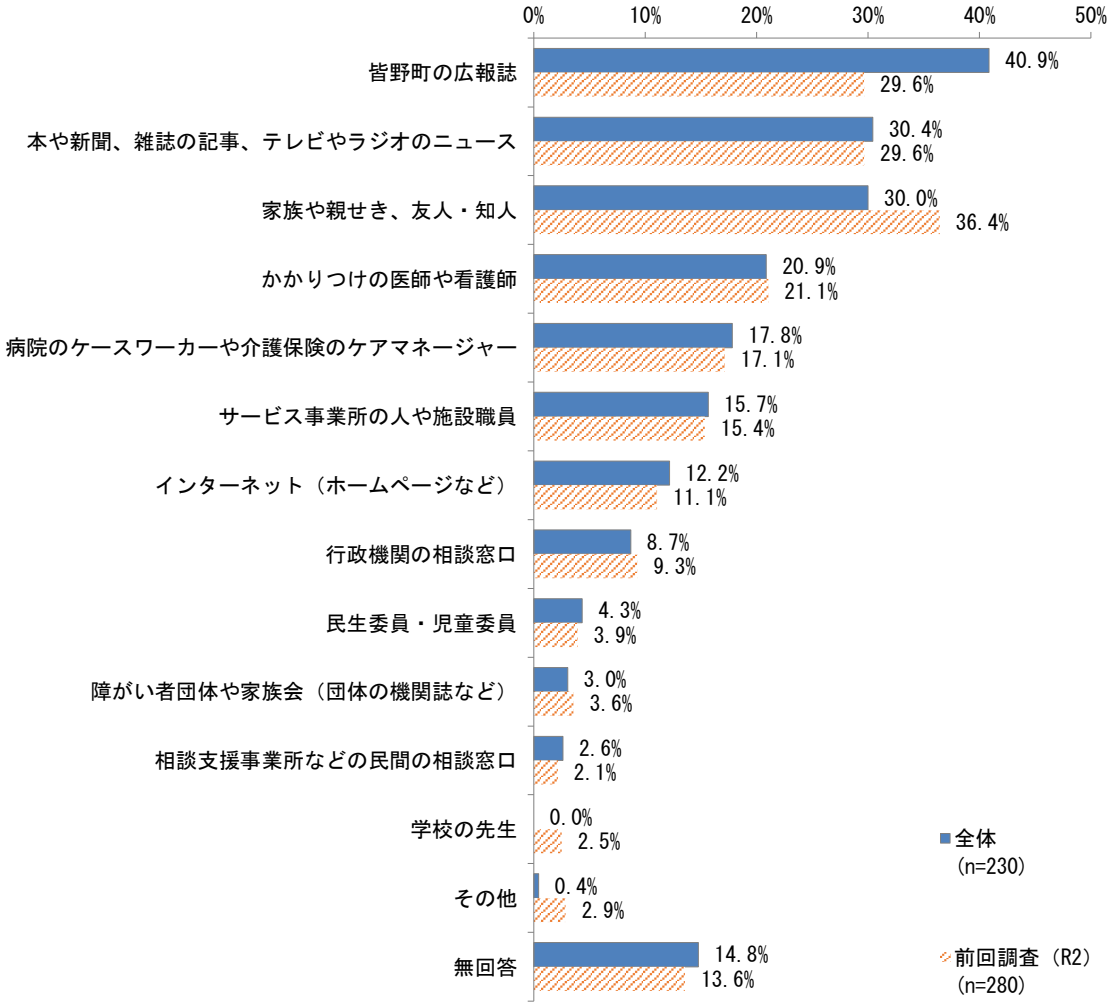

Q　あなたは、障がいのあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。
（○は1つだけ）

差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかについては、「ない」56.5%が最も高く、次いで「少しある」20.9%、「ある」12.6%となっています。

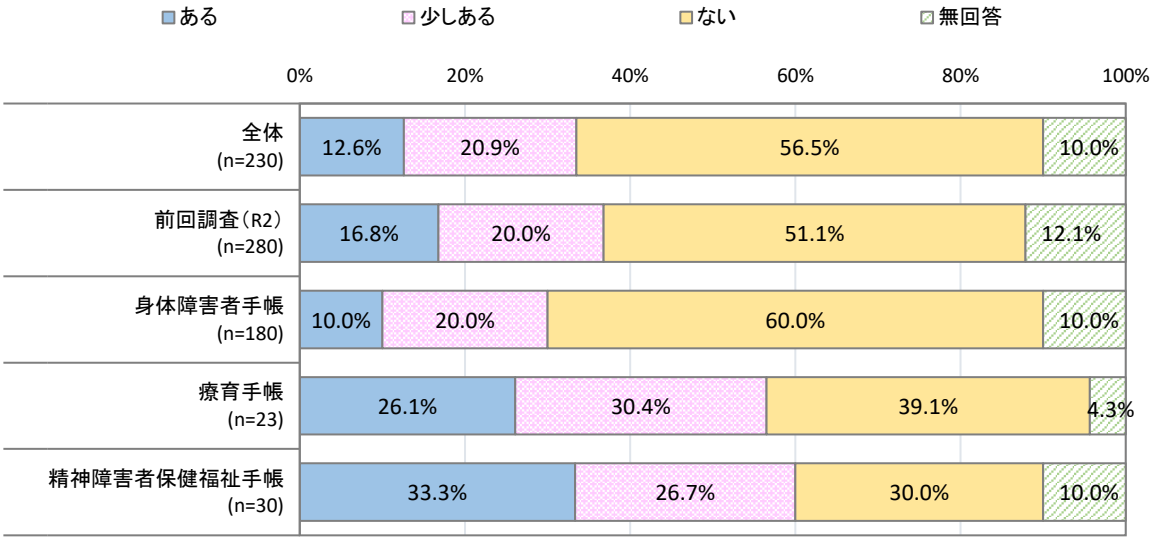

小数点第2位を四捨五入しているため、合計は100%と一致しない場合がある 上段：回答者数 下段：構成比 上位1項目		サンプル数	ある	少しある	ない	無回答
全体		230 100.0%	29 12.6%	48 20.9%	130 56.5%	23 10.0%
前回調査（R2）		280 100.0%	47 16.8%	56 20.0%	143 51.1%	34 12.1%
年齢別	19歳以下	0 －	0 －	0 －	0 －	0 －
	20～39歳	18 100.0%	8 44.4%	6 33.3%	3 16.7%	1 5.6%
	40～64歳	41 100.0%	11 26.8%	12 29.3%	17 41.5%	1 2.4%
	65～74歳	54 100.0%	6 11.1%	10 18.5%	36 66.7%	2 3.7%
	75歳以上	112 100.0%	4 3.6%	20 17.9%	72 64.3%	16 14.3%
	無回答	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 40.0%	3 60.0%
手帳の種類	身体障害者手帳	180 100.0%	18 10.0%	36 20.0%	108 60.0%	18 10.0%
	療育手帳	23 100.0%	6 26.1%	7 30.4%	9 39.1%	1 4.3%
	精神障害者保健福祉手帳	30 100.0%	10 33.3%	8 26.7%	9 30.0%	3 10.0%

Q　あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難ができますか。（○は1つだけ）

災害時に一人で避難ができるかについては、「できる」40.9%、「できない」34.8%、「わからない」20.4%となっています。

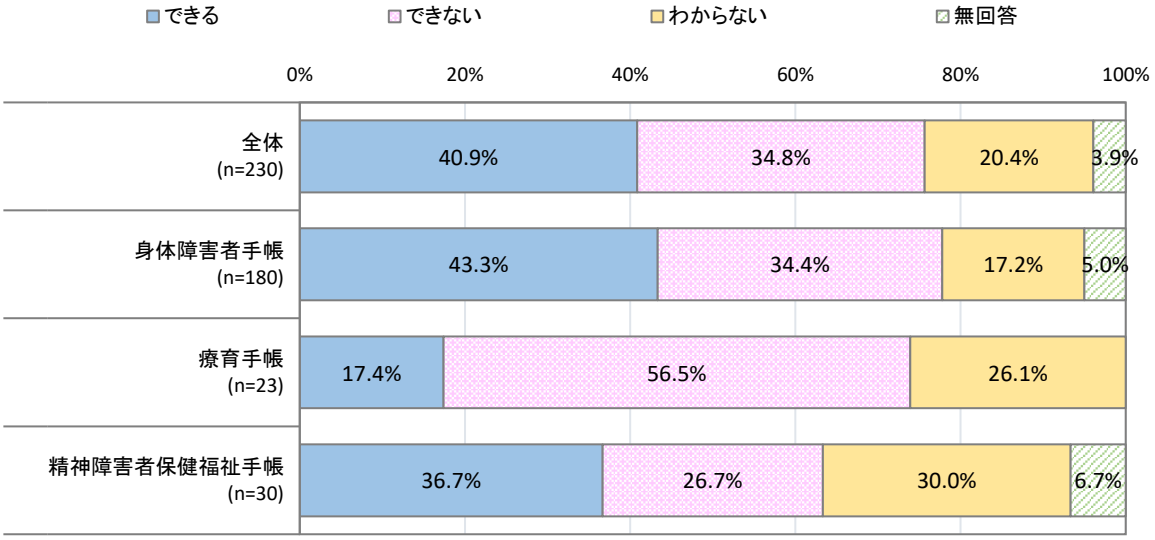

小数点第2位を四捨五入しているため、合計は100%と一致しない場合がある 上段：回答者数 下段：構成比 上位1項目		サンプル数	できる	できない	わからない	無回答
全体		230 100.0%	94 40.9%	80 34.8%	47 20.4%	9 3.9%
年齢別	19歳以下	0 －	0 －	0 －	0 －	0 －
	20～39歳	18 100.0%	6 33.3%	5 27.8%	6 33.3%	1 5.6%
	40～64歳	41 100.0%	22 53.7%	14 34.1%	5 12.2%	0 0.0%
	65～74歳	54 100.0%	25 46.3%	16 29.6%	12 22.2%	1 1.9%
	75歳以上	112 100.0%	39 34.8%	44 39.3%	22 19.6%	7 6.3%
	無回答	5 100.0%	2 40.0%	1 20.0%	2 40.0%	0 0.0%
手帳の種類	身体障害者手帳	180 100.0%	78 43.3%	62 34.4%	31 17.2%	9 5.0%
	療育手帳	23 100.0%	4 17.4%	13 56.5%	6 26.1%	0 0.0%
	精神障害者保健福祉手帳	30 100.0%	11 36.7%	8 26.7%	9 30.0%	2 6.7%

Q 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

災害時に困ることは何かについては、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」47.4%が最も高く、次いで「投薬や治療が受けられない」45.7%、「安全なところまで、避難することができない」42.6%となっています。

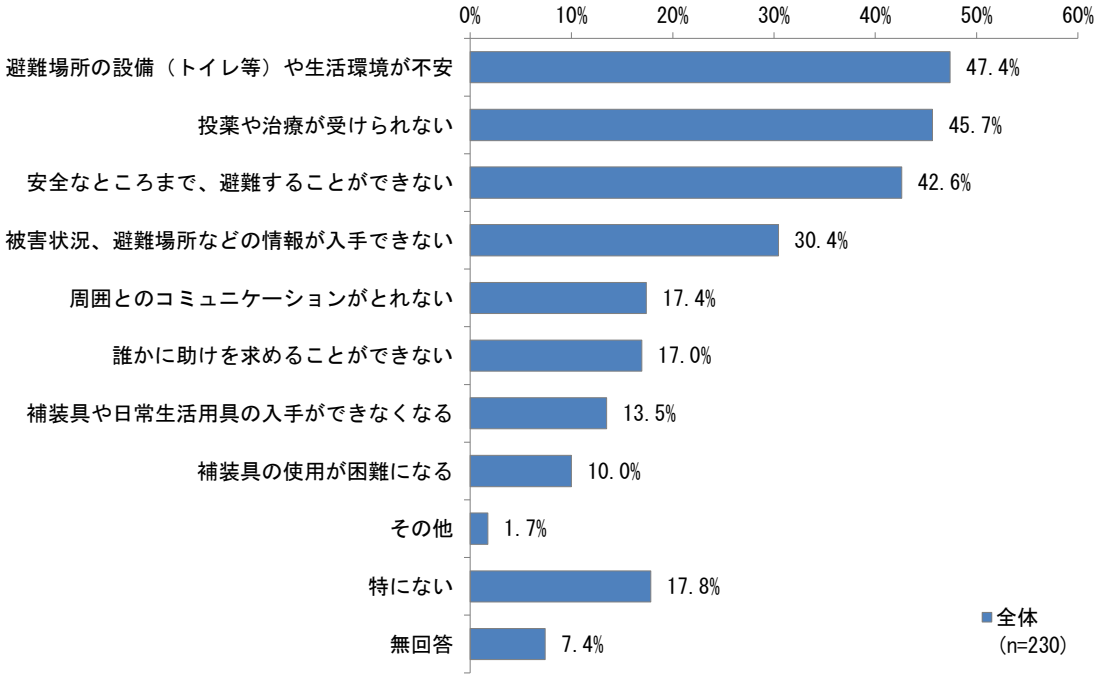

複数回答のため合計は100%にならない 上段:回答者数 下段:構成比 上位1項目		サンプル数	投薬や治療が受けられない	補装具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	救助を求めることができない	安全なところまで、迅速に避難することができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	周囲とコミュニケーションがとれない	避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安	その他	特にない	無回答
全体		230 –	105 45.7%	23 10.0%	31 13.5%	39 17.0%	98 42.6%	70 30.4%	40 17.4%	109 47.4%	4 1.7%	41 17.8%	17 7.4%
年齢別	19歳以下	0 –	0 –	0 –	0 –	0 –	0 –	0 –	0 –	0 –	0 –	0 –	0 –
	20～39歳	18 –	6 33.3%	0 0.0%	3 16.7%	5 27.8%	7 38.9%	5 27.8%	6 33.3%	9 50.0%	1 5.6%	3 16.7%	1 5.6%
	40～64歳	41 –	16 39.0%	3 7.3%	3 7.3%	5 12.2%	10 24.4%	11 26.8%	11 26.8%	21 51.2%	1 2.4%	10 24.4%	1 2.4%
	65～74歳	54 –	23 42.6%	5 9.3%	7 13.0%	7 13.0%	20 37.0%	13 24.1%	11 20.4%	25 46.3%	0 0.0%	13 24.1%	2 3.7%
	75歳以上	112 –	58 51.8%	15 13.4%	18 16.1%	21 18.8%	59 52.7%	39 34.8%	11 9.8%	54 48.2%	2 1.8%	13 11.6%	13 11.6%
	無回答	5 –	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	2 40.0%	2 40.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 40.0%	0 0.0%
手帳の種類	身体障害者手帳	180 –	87 48.3%	22 12.2%	26 14.4%	29 16.1%	81 45.0%	52 28.9%	24 13.3%	84 46.7%	2 1.1%	31 17.2%	14 7.8%
	療育手帳	23 –	7 30.4%	0 0.0%	1 4.3%	8 34.8%	12 52.2%	10 43.5%	12 52.2%	13 56.5%	0 0.0%	3 13.0%	1 4.3%
	精神障害者保健福祉手帳	30 –	14 46.7%	2 6.7%	4 13.3%	4 13.3%	8 26.7%	9 30.0%	10 33.3%	13 43.3%	2 6.7%	3 10.0%	2 6.7%

Q	本町では、「広報誌」や「障がい者福祉サービスガイド」、ホームページ等を通じて、制度や事業、障がい者福祉サービスなどの情報をお伝えしています。このような情報は、あなたに伝わっていますか。（○は1つだけ）

情報が伝わっているかについては、『伝わっている』（「十分伝わっている」と「ある程度伝わっている」の合算）37.8%が最も高く、次いで『伝わっていない』（「ほとんど伝わっていない」と「まったく伝わっていない」の合算）33.0%、「少し伝わっている」16.5%となっています。

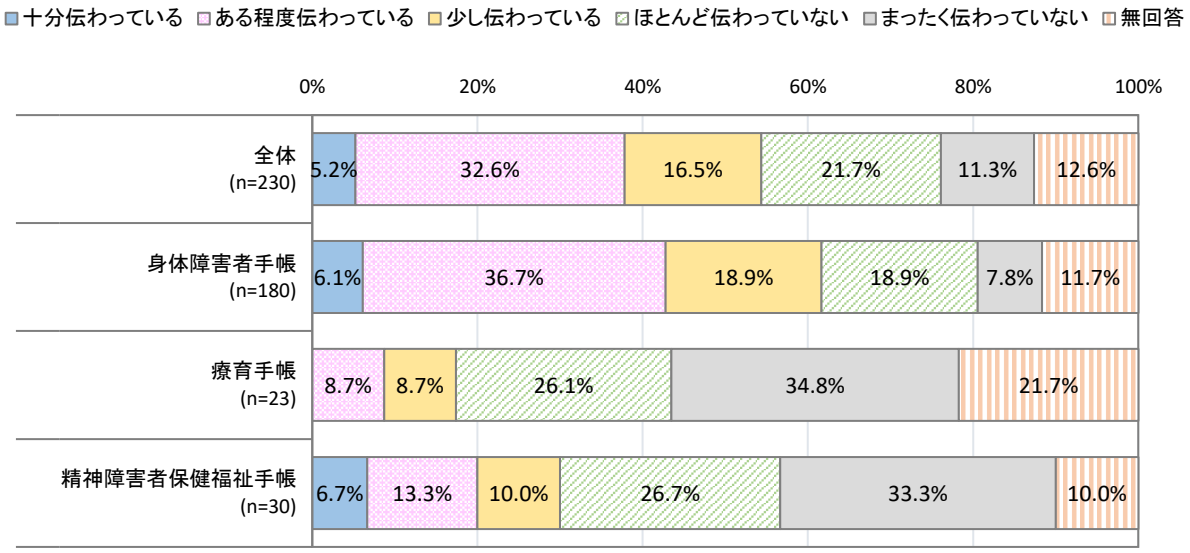

小数点第2位を四捨五入しているため、合計は100%と一致しない場合がある 上段：回答者数 下段：構成比 上位1項目		サンプル数	十分伝わっている	ある程度伝わっている	少し伝わっている	ほとんど伝わっていない	まったく伝わっていない	無回答
全体		230 100.0%	12 5.2%	75 32.6%	38 16.5%	50 21.7%	26 11.3%	29 12.6%
年齢別	19歳以下	0 －	0 －	0 －	0 －	0 －	0 －	0 －
	20～39歳	18 100.0%	1 5.6%	3 16.7%	0 0.0%	5 27.8%	5 27.8%	4 22.2%
	40～64歳	41 100.0%	1 2.4%	11 26.8%	4 9.8%	13 31.7%	9 22.0%	3 7.3%
	65～74歳	54 100.0%	2 3.7%	22 40.7%	11 20.4%	9 16.7%	6 11.1%	4 7.4%
	75歳以上	112 100.0%	8 7.1%	36 32.1%	23 20.5%	23 20.5%	6 5.4%	16 14.3%
	無回答	5 100.0%	0 0.0%	3 60.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 40.0%
手帳の種類	身体障害者手帳	180 100.0%	11 6.1%	66 36.7%	34 18.9%	34 18.9%	14 7.8%	21 11.7%
	療育手帳	23 100.0%	0 0.0%	2 8.7%	2 8.7%	6 26.1%	8 34.8%	5 21.7%
	精神障害者保健福祉手帳	30 100.0%	2 6.7%	4 13.3%	3 10.0%	8 26.7%	10 33.3%	3 10.0%

第３章　計画の基本理念と体系

第１項　基本理念

第５次皆野町総合振興計画において、健康福祉分野では、「楽しく子育てと元気で長生きができるまち」を施策として掲げて、障害者（児）福祉を推進しています。

また、地域福祉計画においては、「笑顔が行き交う共助と自立のまちづくり」を基本理念に掲げ、町民の誰もが安心して暮らせるまちを実現していくためには、多様な生活課題を抱える町民に対して必要な支援を適切かつ持続的に提供する包括的な支援体制整備に取組みつつ、本町の特性に合った地域共生社会を構築していくこととしています。

こうしたまちづくりの理念のもと、障がいのあるなしに関わらず、すべての町民がお互いにそれぞれの人格と個性を尊重し、安心して地域で自立した生活を営める「共生社会」を実現するために、前計画からの基本理念を継承します。

一人ひとりが地域の中で輝く　ふれあいのまち・みなの

第２項　各分野に共通する横断的視点（国基本計画に基づく）

１　条約の理念の尊重及び整合性の確保

障害者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえるとともに、障害者施策の策定及び実施に当たっては、障害者団体等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。

２　共生社会の実現に資する取組の推進

障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障害者の社会への参加を実質的なものとし、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるようにする必要があります。加えて、社会的障壁の除去を進めるに当たっては、障害者の参加を確保し、障害者の意見を施策に反映させるとともに、障害者・行政機関・事業者・地域住民といった様々な関係者が、同じ地域社会でともに暮らし、学び、働く共生社会（インクルーシブな社会）という共通の目標の実現に向け、協力して取組を進めていくことが重要です。

３　当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障害者が多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術・スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援に当たっては、障害者基本法第２条の障害者の定義を踏まえ、障害者施策が、日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障害者の支援は当事者が直面するその時々の困難の解消だけに着目するのではなく、障害者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があること、障害者の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援も重要であることに留意します。

４　障害特性等に配慮したきめ細かい支援

障害者施策は、障特性、状態、生活実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえて策定及び実施します。その際、外見からは分かりにくい障害が持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障害は、症状が多様化しがちであり、一般にその程度を適切に把握することが難しい点に留意します。

また、障害特性等の社会全体の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。女性、子ども、高齢者等、複合的に困難な状況に置かれた障害者に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえた障害者施策の実施等を図ります。

５　総合的かつ計画的な取組の推進

効果的・効率的かつ安定的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策等、障害者施策に関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

第３項　施策体系

政策分野	基本方針	施策
第１項 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	**１　障害の理解の推進**	(1)広報･啓発活動の推進 (2)人権への理解促進 (3)ボランティア活動の推進
	２　権利擁護の推進、虐待の防止	(1)成年後見制度の周知･普及 (2)障害者虐待防止
	３　障害を理由とする差別の解消の推進	(1)差別の解消及び合理的配慮の推進 (2)福祉教育の実施 (3)学校における障害への理解を深める機会の確保
第２項 安全・安心な生活環境の整備	**１　障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進**	(1)埼玉県建築物バリアフリー条例に基づく、建築物のバリアフリー化等の推進 (2)道路や交通関連の整備 (3)公共施設の機能の　見直し･向上
	２　住みよい住宅環境への支援	(1)施設入所者の地域移行･地域定着支援 (2)住まいに関する経済的支援 (3)地域包括支援体制の充実
	３　移動・交通環境の整備	(1)移動しやすい環境の整備促進 (2)交通マナーの向上に向けた啓発
第３項 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	**１　意思疎通支援**	(1)コミュニケーション支援事業の推進 (2)情報･コミュニケーションに関する啓発 (3)新たなコミュニケーション支援
	２　行政情報のアクセシビリティの向上	(1)情報のバリアフリー化の推進 (2)必要な情報提供の充実
第４項 防災、防犯等の推進	**１　防災対策の推進**	(1)避難行動要支援者　避難支援体制の整備推進 (2)防災対策の確立 (3)情報伝達体制の強化
	２　消費者トラブルの防止、防犯対策の推進	(1)緊急通報システムの普及推進 (2)見守り体制の強化 (3)消費者トラブル防止
第５項 保健・医療の推進	**１　ライフステージに合わせた健康づくり**	(1)母子保健に関する取組みの充実 (2)乳幼児発達相談の充実 (3)学校における健康教育の充実
	２　保健・医療の充実	(1)保健事業による疾病予防 (2)医療的ケア児･者への総合的な支援促進 (3)医療的ケア児･者の相談支援体制の整備及び人材育成 (4)自立支援医療 (5)重度心身障害者医療費助成事業 (6)感染症等への対策

政策分野	基本方針	施策
	3　精神保健の推進	(1)こころの健康づくり (2)精神保健福祉事業の推進 (3)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
第6項 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	**1　相談支援体制の充実**	(1)基幹相談支援センターの体制強化 (2)相談窓口間及び関係機関との連携強化 (3)重層的支援体制の充実
	2　地域移行支援、在宅サービス等の充実	(1)障害福祉サービス等の質的･量的充実 (2)意思決定支援の充実 (3)家族支援の充実
	3　障害児に対する支援の充実	(1)福祉幼児教室の充実 (2)心身障害児保育の充実 (3)障害児相談支援事業 (4)身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実 (5)情報提供や相談等による家族支援
	4　障害福祉サービスの質の向上と人材育成	(1)関係機関との協議の場の充実 (2)サービスに対する苦情への対応 (3)専門従事者の育成･確保
第7項 教育の振興	**1　早期療育・切れ目のない支援の充実**	(1)早期療育の促進 (2)障害児保育事業 (3)切れ目のない支援体制の充実 (4)発達障害支援の推進
	2　学校教育の充実	(1)インクルーシブ教育の推進 (2)専門機関等幅広いネットワークの構築 (3)教職員の指導力･資質の向上 (4)家庭への支援
第8項 雇用･就業、経済的自立の支援	**1　総合的な就労支援の推進**	(1)総合的な就労支援の充実 (2)福祉的就労の支援 (3)就労移行･定着支援推進
	2　障害者雇用の促進	(1)法定雇用率達成の働きかけ (2)職場における障害者理解の啓発 (3)障害のある人の採用と働きやすい環境づくり (4)各種助成制度の周知
	3　経済的自立の支援	(1)障害者施設等からの優先調達の推進 (2)各種福祉制度の周知
第9項 文化芸術活動・スポーツ等の振興	**1　文化芸術活動、余暇、レクリエーション活動等の充実**	(1)障害のある人の交流の場の確保 (2)文化芸術活動の充実
	2　障害者スポーツの普及拡大	(1)スポーツ活動等の支援 (2)指導者の養成

第４章　施策の展開

第１項　差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

【現状と課題】

町では、障害のある人が暮らしやすい地域社会（共生社会）を皆さんと一緒につくっていく運動である「あいサポート運動」を実施しています。また、人権作文や人権標語を小・中学校で取り組んでおり、人権教育の充実に努めています。

アンケート調査で、障害者に対する理解について、「不足だと思う（やや理解不足だと思うと理解不足の合計）」とする割合は、約３割となっています。

多くの障害のある人は、障害者の地域の暮らし、家族や地域の人が障害者をより深く理解することを求めています。今後は、様々な機会を捉え、障害についての理解を深める活動を、継続して進めて行く必要があります。

「成年後見制度」の認知度は、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」39.1%が最も高く、次いで「名前も内容も知らない」29.1%となっています。

障害について理解の浸透を図るとともに、「障害者権利条約」や条約の批准に合わせて整備された各種法律等について、障害者のみならず広く一般の人に対しても周知を図り、障害者への配慮が適切に実践されるよう努める必要があります。

アンケート調査において、「ふだんの生活の中で差別や偏見などを感じるか」で最も多い回答は「ない」となっていますが、「ある」「少しある」と回答した人は、知的障害者、精神障害者で６割前後となっています。

共生社会を実現するためには、障害や障害のある人に対する理解を深め、「心の障壁（バリア）」除去が大事です。また、障害のある、なしに関わらず、それぞれがかけがいのない命を持ったひとりの人として尊重されなければなりませんが、理解不足や差別、偏見は依然として存在しています。

社会のあらゆる場面において、障害を理由とする差別の解消を進めるためには、町や障害者団体等の取組み主体との連携を図り、町民全体の幅広い理解へつなげることが大切です。

【基本方針】

- 障害のある人が暮らしやすい地域社会を目ざすため、啓発・広報等を通じて共生社会やノーマライゼーションの周知向上、理解促進を図ります。
- 判断能力が不十分な障害者や高齢者などの権利と財産を守るために、本人や家族をはじめ、町民や関係機関に対する広報や相談体制の充実を通じて、自己決定権を保障する意義、成年後見制度などの権利擁護制度の普及を図ります。
- 障害を理由とした差別の解消に向けて、町の事務・事業における防止・解消を進めるとともに、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を徹底し、差別の解消を推進します。

1　障害の理解の推進

具体的な取組	取組内容
（1）広報・啓発活動の推進	**★広報・啓発活動の促進** ・広報誌の発行やホームページによる、障害や障害のある人に対する情報提供を今後も強化し、各種行事等の活用を通して、障害に関する理解を深めることを目指した積極的な啓発活動に努めます。 **★障害のある人による啓発推進の支援** ・障害のある人が参加できる機会を増やすだけでなく、自ら企画、参加し、啓発を推進するプログラムを検討します。 **★あいサポート運動の推進** ・誰もが、障害について理解を深め、障害のある人へのちょっとした手助けや必要な配慮を実践して、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）を皆さんと一緒につくっていく運動である「あいサポート運動」の啓発を推進します。
（2）人権への理解促進	**★人権教育の推進** ・障害のある人に対する正しい理解を深め、相互に人格と個性を尊重しあい、共に生きる心を育む人権教育を推進します。
（3）ボランティア活動の推進	**★ボランティア活動の推進** ・社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の推進を図ります。また、一般就労にも福祉的就労にも馴染まないニーズに対応した取組みを、既存のボランティア活動と関連させながら推進します。 **★ボランティアの養成** ・視覚障害者支援のための、点字・朗読・ガイドヘルプ及び聴覚障害者支援のための手話・通訳については、講習会等の開催によるボランティアの養成・スキルアップを進めます。

２　権利擁護の推進、虐待の防止

具体的な取組	取組内容
（１）成年後見制度の周知・普及	**★成年後見制度の周知・普及** ・国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、利用促進事業を推進します。 ・知的障害又は精神障害により、判断能力が不十分な方が日常生活を営むのに支障がある場合、各種手続や日常的な金銭管理等について支援する成年後見制度の適切な利用の促進を図るため、研修会等の開催やパンフレットの配布等を通じ、制度の周知・普及を図ります。
（２）障害者虐待防止	**★障害者への虐待を防止** ・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者虐待の通報窓口や相談支援を強化する等、障害者への虐待を防止するとともに、虐待の早期発見に努めます。また、担当とする窓口の明確化や、職員研修等を積極的に推進します。

３　障がいを理由とする差別の解消の推進

具体的な取組	取組内容
（１）差別の解消及び合理的配慮の推進	**★障害者差別の禁止と合理的な配慮提供の促進** ・事務・事業にあたり、障害を理由として不当な差別的取扱いが生じないよう、住民や事業者、また職員への講演会や研修を開催します。また、秩父地域自立支援協議会において、差別解消の効果的な推進に努めます。 ・町内の企業、事業者、及び町民に対して、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的な配慮の提供について情報提供や啓発を行います。 ・相談への迅速かつ適切な対応、困りごとの解決に向けた対応力の向上、権利擁護に関する意識のＰＲ等に向けて、障害者差別解消支援地域協議会の活動の充実を図ります。
（２）福祉教育の実施	**★学習情報の提供** ・障害のある人の学習を促進するため、多様な学習情報の提供方法の改善を検討しながら、学習情報（学習内容、施設、資料、方法、人材、団体・サークル、資格取得）の一元化を図り、いつでも学習者に提供できるよう整備に努めます。
（３）学校における障害への理解を深める機会の確保	**★学校における福祉教育の充実** ・基本的人権の尊重の精神を基盤に、福祉社会の実現を目指し、共に豊かに生きていこうとする力や社会福祉に関する問題を解決する実践力を身につけるために、小・中学校における福祉教育の充実を図ります。 ・子どもたちが障害の有無で分け隔てられることなく、共に学ぶことのできる環境をつくることで、「多様な学び場」の実現を図ります。加えて、教育現場における合理的配慮の提供を図ります。

第２項　安全・安心な生活環境の整備

【現状と課題】

町では、町営バス３台保有しているうち、ノンステップバス１台、リフト付きバス２台を導入し、段差解消のためパトロールで発見した箇所や地元から要望のあった箇所については随時すりつけ舗装等を行い、バリアフリー化によるまちづくりを推進しています。

また、タクシー利用料金の助成について町広報誌で周知するなど、移動支援の充実に努めています。

地域移行の推進においては、グループホームなどの受け皿も少ないことから、関係機関と連携しサービスの基盤整備が必要です。

アンケート調査では、外出する時の困りごとについては、「公共交通機関（電車・バスなど）が少ない（ない)」21.1%が最も高く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」20.6%、「道路や駅に階段や段差が多い」16.0%となっています。

バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進は、障害のある人の社会参加にもつながるため、今後も継続して環境整備に取組んでいく必要があります。

将来、どのような暮らしをしたいかについては、「今のまま生活したい」54.5%が最も高く、次いで「家族と一緒に生活したい」45.5%となっています。

介助者となる家族が高齢等により、一時的に支援できなくなることを踏まえ、グループホームや地域生活支援拠点等の充実を図っていく必要があります。

また、障害のある人の困りごとの一つとして、移動手段の確保の困難さがあります。障害のある人の高齢化が今後も進み、移動困難者の増加が見込まれます。

障害のある人の移動・交通手段では、公共交通機関の充実や利用しやすい移動手段の確保が課題となっています。地域における自立した生活及び社会参加を促進し、余暇活動等の日常生活において、障害のある人が円滑に外出できるよう、町が行う移動支援事業に加え民間企業等が行う移動支援事業等の周知が必要です。

【基本方針】

- ユニバーサルデザインの考え方に基づいた公共施設等のバリアフリー化を推進し、障害者をはじめとして町民全体の利便性の向上を図ります。
- 安心して在宅生活が継続できるようサービスの充実を通じて在宅生活の不安や不便の解消に努める一方で、グループホーム等での共同生活援助や必要に応じた施設入所の提供体制を確保や適切なサービス及び生活の場を選択できる環境整備を推進します。
- 移動支援事業等を屋外での移動が困難な障害者の地域における自立生活及び幅広い社会参加を促進するため、気軽に安心して移動できるよう支援の充実に努めます。

1　障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

具体的な取組	取組内容
（1）埼玉県建築物バリアフリー条例に基づく、建築物のバリアフリー化等の推進	**★バリアフリー化に向けた普及啓発** ・一定規模以上の建築計画についてバリアフリー法と埼玉県建築物バリアフリー条例に基づき、だれもが使いやすい建築物とすることを推進します。 ・町内の企業・事業所、関連団体等に対し、バリアフリーの広報・啓発を進めます。
（2）道路や交通関連の整備	**★駅や町営バス等のバリアフリー化によるまちづくり** ・町内にある駅や町営バス、西武観光バス、秩父鉄道等との連携を強化し、誰もが利用しやすい公共交通の運行形態の整備を図るとともに、バリアフリー化を進めます。 **★道路環境の整備** ・今後もパトロールを継続し、障害のある人や高齢者が安心して利用できる空間の創出を図るため、段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの設置を積極的に推進します。 ・パトロールで発見した箇所や地元から要望のあった箇所については、随時すりつけ舗装等を行い、段差解消を図っています。
（3）公共施設の機能の見直し・向上	**★生活空間の整備** ・新規の公共施設整備（多目的トイレ・園路）については、ユニバーサルデザインやバリアフリー化に配慮した整備を心がけます。 ・皆野町公共施設等総合管理計画により、公共施設の利便性向上に向けて、各施設機能の見直し、向上を図ります。

２　住みよい住宅環境への支援

具体的な取組	取組内容
（１）住まいに関する支援	**★障害等に配慮した住宅の確保** ・障害のある人の利用に配慮した環境整備を推進するとともに、障害者世帯等の優先入居等を推進します。 **★重度身体障害者居宅改善整備等の補助** ・重度身体障害者の日常生活の環境改善などを促進するために障害に応じて居宅を改造する費用の一部を助成する重度身体障害者居宅改善整備費の補助制度の周知に努めます。
（２）施設入所者の地域移行・地域移行支援	**★地域移行・地域定着支援の推進** ・地域での生活を望む障害のある人の地域生活への移行が円滑に進み、地域での生活が定着するよう、関係機関と連携し必要となる障害福祉サービスの確保や相談支援体制の整備を一体的に進めます。
（３）地域包括支援体制の充実	**★地域生活支援拠点等の整備** ・障害のある人の相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等については、令和６年３月に秩父圏域（秩父市・横瀬町・皆野町・長瀞町・小鹿野町）で設置し、その運営に努めます。

３　移動・交通環境の整備

具体的な取組	取組内容
（１）移動しやすい環境の整備促進	**★タクシー利用料金の助成（福祉タクシー利用券の発行）** ・障害者手帳を取得している方を対象に障害者手帳の等級に応じ、福祉タクシー券又は障害者等タクシー券によるタクシー料金の一部を助成します。 **★福祉有償運送サービス事業** ・障害者手帳を取得している方、難病患者の方に対し、福祉有償運送事業の指定を受けた事業所による移送サービスを提供します。 **★重度心身障害者自動車等燃料費の補助** ・重度心身障害者自動車等燃料費補助制度の周知を図ります。
（２）交通マナーの向上に向けた啓発	**★制度等の普及・啓発** ・埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）の周知や普及により、駐車マナーやモラルの向上を図ります。

第３項　情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

【現状と課題】

町では、手話通訳者や要約筆記者の派遣などの意思疎通支援事業や、情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害者に対して日常生活用具の給付等を行っています。

アンケート調査では、希望する暮らしを送るための支援として、「コミュニケーションについての支援」は 22.7%と、約４人に１人が支援を求めています。

意思疎通の支援は生活のあらゆる場面において欠かせないものであり、意思疎通を支援する手段は多種多様にわたることを踏まえ、コミュニケーションが広がるように支援していく必要があります。

また、情報の伝達状況は、『伝わっていない』（「ほとんど伝わっていない」と「まったく伝わっていない」の合算）33.0%となっています。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害者に配慮した取組を通じて情報アクセシビリティの向上が求められています。

【基本方針】

- 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者等の派遣や点訳、音声訳等、今後も障がいの状況に応じた円滑なコミュニケーションを支援するための取組みを推進します。
- 必要な情報を容易に取得できるような方法の普及と、様々な広報手段を活用した情報の提供に努め、情報が確実に障害者のもとに届くよう情報アクセシビリティの向上を推進します。

1　意思疎通支援

具体的な取組	取組内容
（1）コミュニケーシヨン支援事業の推進	**★講演会などにおける手話通訳者の派遣** ・聴覚、言語等の障がいのため意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。 ・聴覚に障害のある人等との交流や、安心安全な生活促進するため、日常会話程度の手話表現ができる手話奉仕員の養成を推進します。
（2）情報・コミュニケーシヨンに関する啓発	**★町民への理解・促進** ・障害によりコミュニケーションが困難な方についての町民の理解を深めるための啓発を推進します。
（3）様々なコミュニケーション支援	**★個々の特性に応じたコミュニケーション支援** ・自分の意思を伝えることが困難な障害者が、個々の特性に応じた様々な方法で行う意思表示を的確に受け取り対応できるよう、支援のあり方について検討します。

２　行政情報のアクセシビリティの向上

具体的な取組	取組内容
（１）情報のバリアフリー化の推進	**★情報のバリアフリー化の推進** ・行政情報の提供においては、障害のある人を含むすべての人が情報や機能を支障なく利用できるよう、行政情報の電子化により、ウェブアクセシビリティ（ウェブの情報伝達の保障）の向上やデジタルディバイド（情報格差）への取組みを図ります。 ・障害者にとって、情報伝達の有力な手段となりうるＩＣＴ機器について、障害に応じた利用の促進について検討します。
（２）必要な情報提供の充実	**★さまざまな障害のある人に配慮した情報提供の充実** ・各種福祉サービスや町が発行する広報紙、パンフレット等について、音声データ作成や読みやすい字体（ユニバーサルデザインフォント）など、さまざまな障がいのある人に配慮した情報提供の充実を図ります。 ・障害のある方やその家族への福祉サービスの周知に向けて、福祉サービスの情報が一括してわかるガイドを配布します。

第４項　防災、防犯等の推進

【現状と課題】

町では、災害対策として避難行動要支援者名簿の作成や、介護や介助が必要な高齢者や障害のある人等の要配慮者が安心して避難のできる避難所等の確保を進めています。

また、自主防災組織や民生児童委員を対象に日頃から防災知識の普及啓発を図っています。

現在、民間福祉施設２箇所と協定を締結し福祉避難所に指定しています。町内の山間地域は、土砂災害警戒区域となっている場所が多く、今後、災害時の避難経路等課題があります。

アンケート調査では、台風や地震等の災害時にひとりでの避難について、「できない」34.8%、「わからない」20.4%としています。

今後においても、避難誘導や避難所生活のあり方等、様々な障がいのある人の利用を想定した対策を検討していく必要があります。

また、防犯対策として、警察等の関係機関と連携し、防犯キャンペーンや地域の自主的な防犯活動の支援等を行っています。障害のある人が犯罪被害やトラブルに巻き込まれないよう、防犯対策についても強化を図る必要があります。

【基本方針】

- 災害等の緊急事態発生時に、適切な情報提供と援助等を行えるよう関係機関との連携を強化するとともに、防災・防犯対策の充実に努めます。また、災害時の避難の遅れや混乱等を防ぎ、地域における見守り・支援体制を整備するため、避難行動要支援者台帳の整備・更新を進めます。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、交通安全や消費者トラブル防止等の防犯・安全対策を推進します。

１　防災対策の推進

具体的な取組	取組内容
（１）避難行動要支援者避難支援体制の整備推進	**★避難行動要支援者支援制度の推進** ・要介護認定を受けている高齢者や重度の障がいのある人など災害時に自力で避難することが困難な人の避難行動要支援者台帳の整備を行い、災害時に優先して支援を受け安全に避難できるよう地域住民と協力して支援する仕組みを構築します。
（２）防災対策の確立	**★災害発生時の避難誘導体制の推進** ・障がいのある人への防火防災知識の向上を図るとともに、災害時に的確に対応するため、障害者施設職員等と連携し防災教育の充実に努めます。 **★自主防災組織の支援体制の強化** ・近隣町民を含めた自主防災組織等の支援体制の確保に努め、災害時の情報伝達、避難場所への誘導、救出活動、避難場所の確保などについて、皆野町地域防災計画に基づき、防災体制を構築していきます。
（３）情報伝達体制の強化	**★災害発生時の情報伝達体制の強化** ・民生委員など、地域住民とのつながりがある人に対して協力を求め、災害発生時の情報伝達体制の強化をめざします。 ・ＳＮＳや防災行政無線等のほか、ホームページなど多様な手段により、災害時の情報確実に提供していきます。

２　消費者トラブルの防止、防犯対策の推進

具体的な取組	取組内容
（１）見守り体制の強化	**★地域の見守り機能の強化** ・障害のある人が地域の中で安心して生活できるよう、関係機関や地域住民との連携し、地域の見守り機能の強化を図ります。
（２）消費者トラブル防止	**★消費者被害の未然防止** ・消費者被害の未然防止や消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及、情報の提供等の啓発活動を推進します。 ・消費生活相談員への相談体制を確保します。

第５項　保健・医療の推進

【現状と課題】

町では、乳幼児健康診査や特定健康診査等による町民の健康状態の把握と保健指導の実施により、疾病等の予防、早期発見、早期治療につなげる取組みを推進しており、今後においても、障害種別・状態、能力適性等に応じた教育・育成が、その成長段階に応じて適切に行われるよう、療育も含めたさまざまな支援が必要です。

また、自殺予防ゲートキーパー養成研修及び秩父地域自殺予防フォーラムを開催し、精神保健に関する知識の普及につなげています。

障害のある人やその家族がいつまでも健康で暮らしていくためには、保健・医療の充実をはじめ、健康を維持するための主体的な取組みが大切です。そのためには、定期健康診断や、健康づくり事業の充実に力を入れる必要があります。障がいのある人が相談からサービス利用に至るまで一貫した保健・医療サービスが受けられるよう、効果的なサービスの提供が必要です。

未熟児や先天性な要因によりフォローを必要とする乳幼児とその家族に対し、医療機関と連携し、医療を受けやすい環境づくりが求められています。

近年、うつ病などの精神的なストレスを原因とする精神疾患が、大きな課題となっています。精神障害のある人については、個別の状況に応じた柔軟なサポート・医療の体制が必要になるため、地域生活を保健・医療の面から支援できるよう、連携・協議の場の設置が求められています。

【基本方針】

- 疾病の予防や早期発見を図るため、各種健康診査やがん検診、健康相談等を実施します。
- 各ライフステージを通じて健康増進を積極的に図るため、疾病予防・早期発見に重点を置いた取組みを推進します。
- 医療的ケア児・者やその家族が住み慣れた地域で安心して、医療サービスを受けられるよう、医師会・歯科医師会・薬剤師会ならびに関係機関との連携を一層強化し、障害者が必要とする医療サービスの提供に取組みます。
- 障害者が必要な医療を受診でき、かつ経済的な負担が少しでも軽減されるよう、公費医療負担制度の周知と利用促進を図ります。
- 精神保健や発達障害について、関係機関と連携して相談や指導の充実に取組むとともに正しい知識の普及と啓発を推進します。
- 高次脳機能障害者支援と普及促進のため、当事者と家族支援の充実を図り、高次脳機能障害に関する普及・啓発のための事業や広報活動を通してネットワークづくりを行います。

1　ライフステージに合わせた健康づくり

具体的な取組	取組内容
（1）母子保健に関する取組みの充実	**★妊婦及び乳幼児健康診査の充実** ・妊婦に対し医療機関での健康診査を勧奨し、妊産婦訪問指導など安全な妊娠・出産の確保及び相談・支援体制の充実を図ります。 ・４か月児健康診査・10 か月児健康診査・１歳６か月児健康診査・３歳児健康診査の内容を充実し、身体発育や精神運動発達の遅れのある児を早期発見し、適切な治療・療育を受けることができるように努めます。 ・５歳児相談を実施し、３歳児健康診査までに発見しにくい軽度の発達障害について、できるだけ早い時期にスクリーニングし就学後の不適応を少なくするとともに、その子の特性に合った療育を提供し、二次的障害の防止を図ります。 **★胎児期からの健康づくりの推進** ・タバコ、性感染症などによって引き起こされる、障害の原因を予防するため、思春期からの健康教育を充実し、妊婦とその家族に対する啓発活動を推進します。 **★健診後フォロー体制の充実** ・乳幼児健診等や訪問により、成長・発達に支援が必要と認められた子に対し、個々の成長・発達に応じて専門職による発達相談や助言、適切な療育指導に結びつけるとともに、その過程で生じる保護者の不安や心配などに配慮して働きかけを行います。 ・きらきらクラブ（子育て支援センター）では、親子にふれあいの場を提供するとともに、遊びを通じて子どもを伸ばす関わり方などの助言をするほか、発達がゆっくりなお子さんの継続的な支援の場とします。
（2）乳幼児発達相談の充実	**★相談・指導の充実** ・今後も乳幼児健診等で障害や発達の遅れを早期発見した乳幼児とその保護者に対し、専門家による発達検査や日常生活等に関する相談・指導の充実を図ります。
（3）学校における健康教育の充実	**★健康教育の充実** ・養護教諭等と各学校の健康課題に対し、連携をはかり、健康教育の充実に努めます。

2　保健・医療の充実

具体的な取組	取組内容
（1）保健事業による疾病予防	**★健康診査・健康教育・健康相談の充実** ・成人を対象に特定健診や骨粗しょう症検診、各種がん検診や脳検診などを行い、疾病の早期発見・早期治療により障害の原因となる傷病の予防及び軽減を図ります。生活習慣病予防を目的として、栄養や運動などをテーマにした健康教育の充実を図ります。 ・健康相談や生活習慣病重症化予防事業等を行い、町民のセルフケア能力の向上を支援します。 **★医療機関との連携** ・障害の軽減、重症化予防あるいは障害に起因する第二次的障害を予防するため、保健・医療・福祉の各分野が連携し、相談、治療の一貫した体制の整備に努めます。 ・主要な生活習慣病である糖尿病の発症及びその合併症を予防するため医療機関との連携の充実を図ります。
（2）医療的ケア児・者への総合的な支援促進	**★総合的な支援促進** ・医療的ケア児・者が在宅で生活を送るために、身近な地域でサービスを利用できるよう環境整備を推進します。 ・家族に対する支援体制を整備するため、地域での医療、保健、福祉、教育等のさまざまな機関との連携を強化します。
（3）医療的ケア児・者の相談支援体制の整備及び人材育成	**★医療的ケア児・者の相談支援体制** ・医療的ケア児・者の支援に関する相談支援体制整備として、医療的コーディネーターの配置等に向けた人材育成を推進します。
（4）自立支援医療	**★自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付** ・健康保持と経済的負担の軽減を図るため、自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付を行うとともに、制度の周知を図ります。
（5）重度心身障害者医療費助成事業	**★重度心身障害者医療費公費負担制度の周知** ・保険適用となる自己負担分の医療費を助成し、重度心身障害者の健康管理、福祉の増進を図り、今後も公費負担制度の周知徹底を図ります。
（6）感染症等への対策	**★感染症等への対策** ・新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症は、日常生活に様々な影響を及ぼしており、障害者やその家族、支援者を感染から守るために、それぞれの生活に合った

具体的な取組	取組内容
	取組を推進します。 ・日頃から事業所等と連携し、新型コロナウイルスや、インフルエンザウイルスなどの感染症に対する感染予防の重要性、相談窓口などについて、情報の広報・啓発に努めます。 ・感染症発生時の利用者のサービス確保、事業者間の連携支援体制の構築や、感染症対策用品を備蓄するなどの事前準備等について検討します。

３　精神保健の推進

具体的な取組	取組内容
（１）こころの健康づくり	**★こころの健康づくりを推進** ・当事者の症状の安定や悪化予防と家族の対応力の向上を図るとともに、こころの健康づくりを推進します。 ・こころの健康づくりに関わる関係機関の連携を強化するとともに、健康教育・健康相談等による意識啓発を図ります。
（２）精神保健福祉事業の推進	**★精神保健に関する知識の普及・啓発** ・町民が心の健康づくりに関心を持ち、精神疾患の初期症状や前兆に対処できるよう、また、精神的な健康の保持増進ができるよう知識の普及・啓発を進めます。 ・精神障害者に対する誤解や偏見を是正し、社会参加に対する町民の関心と理解を深めるため、講演会や広報誌等で正しい知識の普及を図ります。 ・自殺予防対策としての、自殺予防ゲートキーパー養成研修について実施します。
（３）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	**★相談支援体制の整備** ・社会福祉士や保健師が面接・訪問・電話による相談・支援を随時行うとともに、保健所や医療機関、地域関係者等との連携を図ります。 **★社会復帰対策の促進** ・回復途上にある精神障害者を対象に、グループ活動を通して、社会的自立の促進できるよう、他の事業との連携を図ります。在宅の精神障害者をはじめ、障害のある人の生活支援･相談などを行う生活支援センターと連携し、社会復帰の促進に努めます。 ・精神障がい者社会復帰事業については、事業内容の見直し・対象者への周知方法の工夫を行います。 **★人材の確保** ・精神保健活動をより一層充実させるため、精神保健福祉士や保健師など専門スタッフの人材確保とスキルの向上に努めます。

第６項　自立した生活の支援・意思決定支援の推進

【現状と課題】

障害のある人の相談支援については、相談支援事業所と連携しながら、障害種別に総合的に対応できる相談支援体制の構築を進めていますが、寄せられる相談は年々増加し、相談内容は複雑化、多様化しており、今後、相談支援体制のさらなる充実が求められています。また、複雑・複合化した生活課題に関する相談に柔軟に対応できるよう、重層的支援体制の下、町や保健所、秩父広域の関係機関との連携・協働の充実を図る包括的支援体制の構築が求められています。

アンケート調査では、何らかの介助を必要とする人は、「外出」「お金の管理」「薬の管理」「家族以外との意思疎通」で３割を超えており、主な介助者である家族の負担の大きさがうかがえ、障害者等が地域の中で自分らしく安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、短期入所等のサービスの提供基盤の整備を進めるとともに、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかなサービス提供体制の確保及び質の向上を図る必要があります。

また、障害のある子どもが、乳幼児期から学校卒業後までライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築が求められています。

アンケート調査では、保護者が困っていることや心配していることについては、「子どもの将来に不安がある」が約５割と最も高くなっています。健診の充実による早期発見や、保育所・幼稚園等における障害の理解の向上を図り、早期に家族が障害を受け入れて専門的な支援につなげることが重要です。

さらには、他の福祉分野を含めた人材不足は全国的な課題となっており、職員の給与水準の向上やキャリアアップ制度の拡充など、処遇改善と質の向上の両面から人材育成・確保に取組む必要があります。

【基本方針】

- 障害のある人の多様なニーズに対し、きめ細かな相談のもと、障害の状況や家庭の状況、利用者本人の希望を尊重したサービスの利用へつなげられるよう、相談支援における体制の強化を図ります。
- 障害のある人が住み慣れた家や地域で安心した生活を送ることができるよう、活動の場の確保や必要なサービスの提供を更に進めます。
- 障害のある子どもの支援の充実を図るとともに、障害のある子どもを介助する家族への支援に取組みます。
- 障害福祉サービスに係る事業所への情報提供の充実により、新規参入促進や福祉人材の養成・定着を図り、社会資源の充実に努めます。

１　相談支援体制の充実

具体的な取組	取組内容
（１）基幹相談支援センターの体制強化	**★基幹相談支援センターの体制強化（秩父圏域※）** ・相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談に加え困難ケースの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために福祉関係者全体の底上げ、人材育成に努め相談支援機能の強化を図ります。
（２）相談窓口及び関係機関との連携強化	**★相談体制の充実** ・障害のある人の状況に応じた適切な相談・指導ができる体制や必要な保健・福祉サービスなどが的確に提供される体制づくりに努めます。 ・町職員の相談支援のスキルアップを図ります。 **★障がい者相談機能の強化** ・福祉サービス利用援助、貸付、ボランティア、障害者就労支援等の各種相談機会における対応を強化し、障がいのある人の特性に合った福祉サービスの支援を行います。
（３）重層的な相談支援体制の整備	**★相談体制の充実ネットワーク化** ・多岐多様にわたる相談ニーズに対応するため、保健所、相談支援事業所などの関係機関の連携を強化し、それぞれの専門性を活かした相談を行い、相談窓口の充実と相談体制のネットワーク化を図ります。 ・障害者やその家族からの相談に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにするための適切な情報の提供、権利擁護に必要な援助を行います。

※秩父圏域：秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町の１市４町

２　地域移行支援、在宅サービス等の充実

具体的な取組	取組内容
（１）障害福祉サービス等の質的・量的充実	**★障害福祉サービスの充実** ・障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害のある人が、地域で自立した生活が送れるよう、ニーズと実態に応じた障害福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等）の質的、量的充実を図ります。
（２）意思決定支援の充実	**★意思決定支援の推進** ・障害のある人が日常生活や社会生活において、可能な限り、自らの意思が反映された生活が送れるよう、相談支援体制を推進します。
（３）家族支援の充実	**★ヤングケアラーを含めた家族支援** ・ヤングケアラーをはじめとする障害者の家族支援について、関係機関と連携しながら、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を行い適切な支援につなぎます。

３　障害児に対する支援の充実

具体的な取組	取組内容
（１）児の発達支援の充実	**★児童の発達に対する支援と福祉の増進** ・就学前の発達に遅れのある児童に対し、個々の発達に応じた指導を充実し、保護者に対する相談事業もあわせて行うことにより、児童の発達に対する支援と福祉の増進に努めます。 ・早期発見、早期療育の重要性を認識し、保護者の気持ちに寄り添う相談事業の充実を図ります。また保育所・幼稚園や療育機関との連携強化を図ります。
（２）心身障害児保育の充実	**★障害児保育の充実** ・保育所・幼稚園等が、今後も障害児の受け入れを継続し、障害児に対応できる保育体制を確保できるよう支援します。 ・障害のあるなしに関わらず、児が共に生活する統合保育を推進し、保育環境の整備に努めるとともに、お互いを理解し、成長することができるよう保育の充実に努めます。
（３）障害児相談支援事業	**★障害児相談支援事業の推進** ・子どもの発達課題に応じた児童福祉サービス等の利用ニーズに対し、適切な支援が受けられるよう相談に応じます。
（４）身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実	**★障がい児福祉サービスの充実** ・児童福祉法に基づき、障害児に対して療育を行う児童発達支援等を提供するとともに、日中一時支援等を提供し、障害児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。 ・障害児の発達段階に応じて、児童発達支援及び放課後等デイサービス等の適切なサービスの提供に努めます。
（５）情報提供や相談等による家族支援	**★情報提供や相談等による家族支援** ・情報提供や相談支援等により、その家庭や家族等を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障害児について、短期入所や居宅介護、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの、在宅支援の充実を図ります。

４　障害福祉サービスの質の向上と人材育成

具体的な取組	取組内容
（１）関係機関との連携	**★関係機関との連携** ・地域の実情に応じた障害者等への支援体制と地域の連絡体制の強化、障害福祉サービスの向上の促進を目的として、障害福祉事業所等の関係機関と連携を図ります。
（２）サービスに対する苦情への対応	**★サービスに対する苦情への対応** ・福祉サービス利用者と事業者の間で生じた苦情について、利用者の権利を擁護し、サービスを適切に利用できるよう支援します。
（３）従事者の研修機会の充実	**★従事者の研修機会の充実** ・障害福祉サービスや相談支援の質の向上を図るため、サービスを提供する者の育成を目的とした各種研修について、サービス提供者の受講の促進を図ります。 ・行政の専門職員を含め、障害福祉サービス提供事業所など、専門的知識を有する職員、従事者の人材育成・確保に向けた取組を推進します。

第７項　教育の振興

【現状と課題】

0～18 歳までの児童の療育や発達支援の拠点として、保育所・幼稚園、学校や関係機関をつなぐ一貫性のある療育の推進が求められています。

町では、妊娠中からの支援体制を強化し、乳幼児健康診査や発育発達相談の充実図るともに、早期発見・早期療育の体制整備を整備し、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援に努めています。

個に応じた就学支援として、校内就学支援委員会を設置し、学校管理職、特別支援教育コーディネーターを中心に、支援体制づくりを実施し、きめ細かで多方面からの相談、支援を実施しています。また、特別支援教育指導員、教育相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを配置し、相談、支援体制および訪問による情報収集など実施していますが、障害の多様化や教育的ニーズの多様化に対応するため、関係機関との連携強化や、指導力向上のための研修の充実が必要です。

今後においては、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援等を積極的に活用し、子育ての場においての支援体制の強化を進めていくことが必要です。また、障害のある子どもの健やかな成長のためには、子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要があります。

文部科学省は、障害のある子どもも、ない子どもも、共に教育を受けることで、「共生社会」の実現をめざして、「みんなが一緒に学ぶ」というインクルーシブ教育を推進しています。

アンケート調査では、保育所・幼稚園・学校に望むこととして子どもの能力や障がいの状態に適した指導」73.3%が最も高く、次いで「就学や進路などの相談体制の充実」53.3%、「個別指導の充実」26.7%となっています。

保護者が身近なところで早期に相談が開始でき、継続して支援が受けられるよう、関係機関や関係者相互の連携が求められます。

また、学校においては、支援籍学習や交流及び共同学習をはじめとした共生社会を目標とした多様な学びの場の充実、人権教育や福祉教育における障がい者理解の促進が必要です。

【基本方針】

- 障害のある子どもが、身近な地域で専門的な療育を受けられるよう、教育・保健・医療・福祉等の関係機関の連携、ネットワークの構築を進め、療育体制の充実を図ります。

- 障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図るとともに、学校教育の充実に向け、教員の専門性向上や教育環境の整備を図ります。障害のある子どももない子どもも共に学ぶ教育環境づくり（インクルーシブ教育システム）に向けた取組を推進します。

1　早期療育・切れ目のない支援の充実

具体的な取組	取組内容
（1）早期療育の促進	**★療育機関へつなぐ体制の充実** ・子どもの発達に不安を持つ保護者に対し、健診や発達相談など、多方面の相談窓口から療育機関へつなぐ体制の充実を図ります。 **★児童発達支援センターの設置・充実** ・児童発達支援センターの設置に向けて秩父広域にて協議をすすめていきます。
（2）障害児保育事業	**★心身障害児保育の充実** ・保育所・幼稚園等が、今後も保育の場で、児の発達支援に取り組めるよう、巡回相談等の機能充実を図ります。 ・障害のある児童とない児童が共に生活する統合保育を推進し、保育環境の整備に努めるとともに、お互いを理解しあい、成長することができるよう保育の充実に努めます。
（3）切れ目のない支援体制の充実	**★切れ目のない支援体制の充実** ・支援が必要な子どもの就学において、就学前から就学後の療育へスムーズな移行を図るために、教育・保育施設等を含め協議と、課題や情報の共有を図り、連携を強化します。
（4）発達障がい児支援の推進	**★発達障がい児支援の推進** ・関係機関との連携により、相談体制や機能の充実を図ります。また、成長段階に応じて適切な支援につながる療育を推進します。

2　学校教育の充実

具体的な取組	取組内容
（1）インクルーシブ教育の推進	**★インクルーシブ教育の推進** ・障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、児童・生徒一人ひとりの成長段階、障がいの状態、教育的ニーズ等に応じた適切な教育がともに受けられるよう関係機関との連携を推進します。 ・障がいの種別に応じた適切な教育、個に応じた教育が受けられるよう、指導力の向上を図るとともに、教材等の整備充実、学校の教育環境の整備を推進します。 **★個に応じた就学支援の充実** ・特別な支援を要する児童生徒への合理的配慮及びその環境整備については、一人ひとりの教育的ニーズに応じ検討します。またその内容は発達の段階を考慮しつつ、可能な限り合意形成を図るよう努めます。
（2）専門機関等幅広いネットワークの構築	**★幅広いネットワークの構築** ・医療機関、特別支援学校、福祉機関等の幅広いネットワークを構築し、各学校への支援に取組みます。
（3）教職員の指導力・資質の向上	**★教員の専門性の充実** ・特別支援学級や通常の学級において、障害のある児童生徒に関わる教員への専門的な知識と技術を系統的に習得するために研修の機会の充実を図ります。また、教員が研修を受けやすい環境整備を進めます。 ・特別支援教育指導員の専門的見地からの指導・助言を受け児童生徒への理解を深めています。今後も継続して学習支援員の配置を充実させるとともに、特別支援教育指導員の要請訪問を効果的に実施します。
（4）家庭への支援	**★家庭への支援** ・障がいのある児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため必要な援助を行うとともに、特別支援教育就学奨励費の支給を実施し、特別支援学校及び特別支援学級への就学を奨励し、特別支援教育の振興、充実を図ります。 ・埼玉県が乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援のために作成している手帳「サポート手帳」の活用を図ります。

第８項　雇用・就業、経済的自立の支援

【現状と課題】

障害のある人の自立にとって、就労は社会とのつながりや経済的な面からも重要です。

町では、役場庁舎内で授産施設による授産製品の販売(ぽっぽのパン販売)や障がい者就労施設と委託契約し役場庁舎内の清掃を依頼しています。また、秩父地域自立支援協議会はたらく部会において、企業に向けた障害者雇用の促進を図るフォーラムを実施しており、障害者雇用率制度の内容を踏まえ、地域の障害者雇用につなげていくことが重要となります。

障害者雇用促進法改正に伴い、埼玉県の障害者雇用率は増加していますが、早期離職者がいることから、就職から職場定着までの一貫した支援が課題となっています。

また、公共職業安定所や障害福祉サービス事業所等との連携により、障害のある人への理解や職場環境を整備していくことで、障害のある人が安心して働ける環境づくりをする必要があります。

さらに、一般就労が困難な障害のある人に対しても、働く機会と場の確保や一般就労に向けた訓練のために、福祉的就労や多様な就労の場の提供と拡充が求められています。

アンケート調査では、「職場の障がい者理解」37.0%が最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障害への理解があること」36.5%と理解に関する事項を上位にあげています。

障害者雇用を促進するため、障害のある人に対する職業訓練、事業主に対する助成、職場定着までの相談等の様々な支援制度の啓発が必要です。

また、障害年金や各種手当、助成制度などにより、障害のある人の個々の状況に応じた利用の促進を図ってきましたが、各種手当や制度の認知度が十分でないことから、さらなる周知、受給や利用促進の工夫が今後の課題となっています。

【基本方針】

- 障害者が自立した生活が送れるよう、必要な知識の習得や能力を向上するための支援体制の充実を図ります。
- 必要なサービスが利用できるよう、就労支援センターや公共職業安定所、サービス事業者など、関係機関との連携強化を図り、就労支援体制の充実に努めます。
- 一般就労への移行に向けた就労移行支援を推進し、一人ひとりの適性に合った職場への就労・定着を支援します。
- 公共職業安定所などの関係機関と連携して、障害者雇用について、事業者への理解・啓発を推進し、一般就労の促進に取組みます。
- 障害のある人の生活安定を図るために、就労による収入の確保や障害福祉サービス利用時の費用負担軽減、各種福祉手当等の周知を行います。
- 関係機関が連携し、各種支援策を講じることにより、障害のある人の雇用の場が確保されるように努めます。

1　総合的な就労支援の推進

具体的な取組	取組内容
（1）総合的な就労支援の充実	**★ハローワークとの連携** ・職業相談、職業紹介、職場定着指導等を行っているハローワークと連携し、法定雇用率の達成に向けて、障害のある人に対する雇用機会の拡大を要請していきます。 **★障害者就労支援センターとの連携** ・秩父障害者就労支援センターとの連携を図り、就労を希望している障害のある人の雇用を促進し、就労後のサポートを継続的に支援します。 ・就業・生活支援センター事業により、就労面のみではなく、生活面を含めた一体的な支援を行います。
（2）福祉的就労の支援	**★福祉的就労の場の確保と支援** ・一般就労をするうえでの必要な知識や能力の向上のための機会を支援するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練の場を確保することにより、一般就労に向けた活動を支援します。 ・授産製品の販売促進を働きかけるなど、福祉的就労の場の確保と支援に努めます。
（3）就労移行・定着支援推進	**★就労移行・定着支援推進** ・就労移行支援事業や就労定着支援事業の実現を図り、一般就労を希望する障害のある人が安心して働き続けられる環境整備をすすめます。

2　障害者雇用の促進

具体的な取組	取組内容
（1）法定雇用率達成の働きかけ	**★事業主に対する理解促進** ・商工会等との連携により、障害のある人の雇用促進のための各種助成金制度の周知・広報に努め、制度の活用を促すとともに、障害のある人の雇用に対する理解と認識を深めるための啓発活動を推進します。
（2）職場における障害者理解の啓発	**★事業主、社会一般の理解と協力の促進** ・ハローワーク（公共職業安定所）や障害者就労支援センター等の関係機関と連携を図り、事業所に対し障害者雇用率制度、障害者雇用に関する各種助成制度などの普及を推進するとともに、障害者雇用の理解と協力を促進し、障がいのある人の適性に応じた就労支援の充実を図ります。
（3）障害のある人の採用と働きやすい環境づくり	**★適職の開発促進** ・ハローワーク（公共職業安定所）や障害者就労支援センター等の関係機関と連携を図り、障害のある人を雇用する際の職場環境整備の助成制度の普及に努め、障害のある人がその適性と能力に応じて働ける職場環境づくりを推進し、障害のある人の適正に応じた就労支援の充実を図ります。

3　経済的自立の支援

具体的な取組	取組内容
（1）障害者施設等からの優先調達の推進	**★官公需の推進** ・行政機関から障害者施設等への業務発注を働きかけていきます。皆野町障害者優先調達推進方針に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達に努めます。
（2）各種福祉制度の周知	**★各種福祉制度の周知** ・障害年金や各種手当等について、広報誌やホームページなどにおいて、受給要件や手続など制度について分かりやすく周知を行います。

第９項　文化芸術活動・スポーツ等の振興

【現状と課題】

障害の有無にかかわらず、レクリエーション及び文化活動に親しむことは、健康の維持・増進や、交流、余暇の充実につながり、生活を豊かにするものです。

町では、多彩なイベントの開催や、地域と施設の交流活動として障害者やその家族との交流を図ってくことが重要と考えています。ふれあいの機会拡充としてのサロン活動等については、新型コロナの影響により未実施となっています。

アンケート調査では、１週間の外出頻度については、「１週間に数回外出する」37.8%が最も高く、次いで「めったに外出しない」23.5%、「毎日外出する」23.0%で、「まったく外出しない」「めったに外出しない」については、３割を超えています。

そのため、関係団体等と連携し、障害のある人が参加しやすい環境づくりに取組んでいく必要があります。

さらに、文化芸術活動やスポーツ活動等が、障害のある人の生きがいづくりや余暇活動の向上という観点だけでなく、交流機会の創出にもつながるように取組んでいく必要があります。

交流については、関係団体と連携しながら、誰もが交流できる障害者スポーツイベント等の開催も有効です。

【基本方針】

- 地域づくりのための様々な活動に、町民が積極的に参加するよう、地域活動の活性化を図ります。また、活動を通じて、すべての人が自然に交流できるよう、情報提供や開催方法等の充実を図ります。

１　文化芸術活動、余暇、レクリエーション活動等の充実

具体的な取組	取組内容
（１）障害のある人の交流の場の確保	**★地域と施設の交流活動事業の促進** ・障害のある人やその家族等が休日などに集まり、交流できるサークル等の機会や場づくりを支援します。 ・交流の場の確保にとどまらず、障害者と地域をつなぐ支援に努めます。 **★ふれあいの機会拡充（サロン活動の充実）** ・ボランティアを養成し、当事者とのふれあいを促進します。今後は、サロン活動とボランティアを養成できる企画等を検討します。
（２）文化芸術活動の充実	**★文化芸術にふれあう機会等の創出**

具体的な取組	取組内容
	・障害のある人が心豊かな日常生活を送れるよう、優れた文化にふれあう機会や気軽に参加できる身近な活動の紹介を行い、積極的に参加を呼びかけます。 ・各種団体と協力し、障害のある人の社会参加意欲を促せるよう、文化芸術活動の発表の機会の創出に努めます。 **★生涯学習の提供** ・障害のある人に向けた生涯学習の情報提供と相談体制の充実を図るとともに、多様な学習ニーズに応えられる学習機会を提供するなど、学習活動の支援に努めます。

2　障害者スポーツの普及拡大

具体的な取組	取組内容
（1）スポーツ活動等の支援	**★スポーツ活動の推進** ・多くの町民が交流できる社会を目指し、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。特に、障害者をはじめとして多くの人が参加できるボッチャなどの普及啓発に努めます。 **★福祉スポーツ大会の開催** ・障害のある人にスポーツを普及するために、障害のある人がその特性と興味に応じて、気軽に参加できるスポーツ大会への参加を支援します。
（2）指導者の育成	**★指導者の育成** ・スポーツ推進委員の知識・指導技術の向上を更に図り、スポーツ･レクリエーション指導者の育成を支援します。

第２編　第７期皆野町障がい福祉計画・第３期皆野町障がい児福祉計画

第１章　障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

第１項　基本理念

第５次皆野町総合振興計画を基本とし、障害者基本法に基づく「皆野町障がい者計画」の基本理念である、**「一人ひとりが地域の中で輝く　ふれあいのまち・みなの」**を、今後の障がい福祉施策の基本的な考え方として推進します。

第７期障がい福祉計画及び第３期障がい児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、以下の７点を基本方針とします。

基本理念

一人ひとりが地域の中で輝く　ふれあいのまち・みなの

基本方針①　障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

基本方針②　障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者、難病患者等並びに障害児とし、サービスの充実を図り、国や県の適切な支援等を通じて障害福祉サービスの均てん化を図ります。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっており、引き続きその旨の周知を図ります。さらに、難病患者等についても、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図り、障害福祉サービスの活用が促されるようにします。また、障がい福祉計画等においても、難病患者等が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることを踏まえ、難病患者等への支援を明確化します。

基本方針③　入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、ＮＰＯ等によるインフォー

マルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、重度・高齢化した障害者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型グループホームにより常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

基本方針④　共生社会の実現に向けた取組

町民が障害の有無により、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる共生社会の実現に向け、町民が主体的に地域づくりに取組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築の推進に取組みます。

基本方針⑤　障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児やその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援の充実を図るとともに、国や県の適切な支援等を通じて障害児支援の均てん化を図ることにより、支援体制の構築を図ります。また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療的ケアを必要とする状態にある障害児が保健、医療、福祉、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

基本方針⑥　障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度・高齢化が進む中において、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保定着を図る必要があります。

そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ＩＣＴ・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化等に向けた取組を行っていきます。

基本方針⑦　障害者の社会参加を支える取組

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえた支援が必要です。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域で安心して文化的な暮らしができる社会を目指すことが重要です。特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害者が文化芸術を享受し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律を踏まえ、関係部局との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるＩＣＴ活用等の促進を図ります。

第２項　障害福祉サービスに関する数値目標

障害者等への自立支援の観点から、入所から地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するため、令和８年度を目標年度として、国の基本方針及び県の考え方に基づき、本町の実情を踏まえて数値目標を設定します。

【障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方】

障害福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の基本方針を踏まえ、下記の点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

１　必要とされる訪問系サービスの保障
２　希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
３　グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
４　福祉施設から一般就労への移行等の推進
５　強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実
６　依存症対策の推進

【障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方】

障害児支援については、障害児及びその家族に対し、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を下記の点に配慮し、進めていきます。

１　地域支援体制の構築
２　保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
３　地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
４　特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
５　障害児相談支援の提供体制の確保

1　福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本方針	令和４年度末時点の施設入所者数の 6.0%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和８年度末の施設入所者数を令和４年度末時点の施設入所者数から 5.0 パーセント以上削減することを基本とする。
本町の方針	①令和４年度末時点の施設入所者の 6.0%以上が地域生活へ移行することを目指します。 ②施設入所者数を令和４年度末時点から 5.0%以上削減することを目指します。 （参考：令和４年度末入所者　22 名）
目標値 **（令和８年度末）**	**①地域生活移行者数**　　**２人（9.1%）** **②施設入所者の削減数**　　**県の指針に基づき設定しない** ※埼玉県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況であることから、埼玉県では地域移行の促進と並行して必要な施設整備は行うとしているため。

2　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本方針	①令和８年度末までに精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数 325.3 日以上とすることを基本とする。 ②令和８年度の全国の精神病床における１年以上長期入院患者数の目標値については、令和２年度と比べて約 3.3 万人の減少を目指すこととする。 ③令和８年度の精神病床における早期退院率：３か月後 68.9%以上、６か月後 84.5%以上、１年後 91.0%以上を目指すこととする。
本町の方針	精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や事業者による努力だけでは限界があり、行政を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない共生社会の実現に向けた取組が必要です。 これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場」を設置し、保健、医療、福祉等の関係者による協議を行い、その推進を図ります。 ※目標値は P84 を参照 **国の基本指針についての目標値は、埼玉県が設定します。**

３　地域生活支援の充実

国の基本方針	障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和８年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなど、効果的な支援体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。また、強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和８年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。
本町の方針	①障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、相談、緊急時の受入対応体制の確保、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの機能を備えた地域生活拠点等を秩父圏域にて整備をすすめます。また、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などを推進し、検証及び検討をします。 ②強度行動障害を有する方の支援ニーズを把握に努め、地域の関係機関と連携し支援体制の整備を検討します。
目標値 **（令和８年度末）**	● **地域生活支援拠点等の確保数　<u>１箇所（秩父圏域）</u>** ● **地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討の場の開催回数 <u>年１回以上</u>**

４　福祉施設から一般就労への移行等

国の基本方針	①令和３年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上とする。 ②就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和３年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とすることを基本とする。 ③就労継続支援Ａ型事業については令和３年度の一般就労への移行実績の概ね 1.29 倍以上を目指すこととする。 ④就労継続支援Ｂ型事業については令和３年度の一般就労への移行実績の概ね 1.28 倍以上を目指すこととする。 ⑤就労定着支援事業の利用者数については、令和３年度の実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。加えて、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

本町の方針	地域の企業や公共職業安定所、障害者就労支援センターなどの 関係機関と連携して、雇用先の確保や働き続けるための支援に取組みます。また、就労アセスメントの活用について情報共有を図ります。 ①福祉施設から就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数を、令和３年度の実績の 1.28 倍以上とすることを目指します。 ②就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行する者の数を、令和３年度実績の 1.31 倍以上とすることを目指します。 ③就労継続支援Ａ型事業については令和３年度の一般就労への移行実績の概ね 1.29 倍以上とすることを目指します。 ④就労継続支援Ｂ型事業については令和３年度の一般就労への移行実績の概ね 1.28 倍以上とすることを目指します。 ⑤就労移行支援事業等の利用者の数を、令和３年度実績の 1.41 倍以上とすることを目指します。
目標値 （令和８年度末）	● **①福祉施設からの一般就労移行者数　１人** ● **②就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数　１人** ● **③就労継続支援Ａ型事業から一般就労移行数　１人** ● **④就労継続支援Ｂ型事業から一般就労移行数　１人** ● **⑤就労定着支援事業の利用者数　０人**

5　障害児支援の提供体制の整備等

（１）重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

国の基本方針	児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和８年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１箇所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和８年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
本町の方針	① 令和８年度末までに、児童発達支援センターを設置する。 ② 令和８年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を目指します。
目標値 （令和８年度末）	● **児童発達支援センター　１箇所（秩父圏域）** ● **障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築　体制を構築（秩父圏域）**

（２）主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本方針	令和８年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１箇所以上確保することを基本とする。
本町の方針	① 令和８年度末までに、秩父圏域で協議をすすめ主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保を目指します。 ② 令和８年度末までに、秩父圏域で協議をすすめ主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保を目指します。
目標値 （令和８年度末）	**① 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数** **１箇所（秩父圏域）** **② 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数** **１箇所（秩父圏域）**

（３）医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本方針	各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
本町の方針	① 「医療的ケア児支援のための協議の場」を秩父圏域で確保し、医療的ケア児等が適正な医療、保育、教育、発達支援等の支援を受けられるよう、関係機関等との協議を行います。 ②医療的ケア児等コーディネーターを配置し、関係機関等と連携を図り支援体制の確保に努めます。（令和５年度末 ２人）
目標値 （令和８年度末）	**①医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置　有** **②医療的ケア児に関するコーディネーターの配置　　有**

6　相談支援体制の充実・強化等

国の基本方針	相談支援体制を充実・強化するため、令和８年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努めること。
本町の方針	①地域の相談支援体制の強化を図るため、基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所に対する指導・助言などを実施します。 ②秩父地域自立支援協議会において、個別事例の検討を実施するための体制を確保します。
目標値 （令和８年度末）	**①　基幹相談支援センターの設置　　有（設置済み（秩父圏域））** **②協議会における個別事例検討の実施体制の確保　　有**

7　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本方針	令和８年度末までに、各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
本町の方針	令和８年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを目指します。 障害福祉サービスの多様化やサービス提供事業所の増加に伴い、より一層サービスの利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められていることから、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への町職員の参加や、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用する体制を構築し、サービスの質の向上を図ります。
目標値 （令和８年度末）	**①　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築　　有**

第３項　障害福祉サービスの体系

<table>
<tr><td rowspan="8">障害者総合支援法</td><td rowspan="6">自立支援給付</td><td>訪問系サービス</td><td>○居宅介護　○重度訪問介護
○同行援護　○行動援護
○重度障害者等包括支援</td></tr>
<tr><td>日中活動系サービス</td><td>○生活介護　○自立訓練（機能訓練・生活訓練）
○就労移行支援　○就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）
○就労定着支援　○療養介護　○就労選択支援
○短期入所（ショートステイ）</td></tr>
<tr><td>居住系サービス</td><td>○自立生活援助
○共同生活援助（グループホーム）
○施設入所支援</td></tr>
<tr><td>相談支援</td><td>○計画相談支援　○地域移行支援　○地域定着支援</td></tr>
<tr><td>自立支援医療</td><td>○更生医療　○育成医療　○精神通院医療</td></tr>
<tr><td>補装具</td><td>車いす、義手、義足、補聴器等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地域生活支援事業</td><td>必須事業</td><td>○理解促進研修・啓発事業
○自発的活動支援事業　○相談支援事業
○成年後見制度利用支援事業
○成年後見制度法人後見支援事業
○意思疎通支援事業　○日常生活用具給付等事業
○手話奉仕員養成研修事業　○移動支援事業
○地域活動支援センター事業</td></tr>
<tr><td>任意事業</td><td>○訪問入浴サービス事業　○日中一時支援事業　等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">児童福祉法</td><td colspan="2">障害児通所支援</td><td>○児童発達支援　○医療型児童発達支援
○放課後等デイサービス　○保育所等訪問支援
○居宅訪問型児童発達支援</td></tr>
<tr><td colspan="2">障害児相談支援</td><td>○障害児相談支援
○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する
コーディネーターの配置</td></tr>
</table>

第４項　障害福祉サービスの利用実績と量の見込み

令和８年度における目標値を達成できるように、令和６年度から令和８年度までの指定障害福祉サービス等の種類ごとの見込量及び見込量確保のための方策を、国の基本指針及び前期計画の実績並びに本町の実情を踏まえて設定します。

１　訪問系サービス

サービス名	内　　容
居宅介護（ホームヘルプ）	障害者・障害児を対象に、家庭にヘルパーを派遣して入浴、排せつ、食事の身体介護や掃除等の家事援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常時介護を必要とする人を対象に、家庭にヘルパーを派遣して食事や排せつの身体介護、掃除等の家事援助、コミュニケーション支援の他、外出時における移動介護等を総合的に提供するサービスです。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に対し、外出時等において、その障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する者につき、行動する際に生じる危険を回避するために、必要な援護、外出における移動中の介護等を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	障害支援区分６に該当する者のうち、意思の疎通が困難な重度の障害者を対象に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

①利用実績（第６期計画）

サービス名		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		実利用者数（人）	利用時間（時間）	実利用者数（人）	利用時間（時間）	実利用者数（人）	利用時間（時間）
居宅介護	計画	13	195	14	210	15	225
	実績	13	193	12	201	11	211
重度訪問介護	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	2	207	2	340	1	178
同行援護	計画	2	30	2	30	2	30
	実績	2	25	1	29	2	34
行動援護	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0

※令和５年度の実績は見込量

②見込量（第７期計画）

サービス名		令和６年度		令和７年度		令和８年度	
		実利用者数（人）	利用時間（時間）	実利用者数（人）	利用時間（時間）	実利用者数（人）	利用時間（時間）
居宅介護	計画	13	198	13	198	14	214
重度訪問介護	計画	2	16	2	16	3	24
同行援護	計画	3	56	3	56	3	56
行動援護	計画	1	20	2	40	2	40
重度障害者等包括支援	計画	0	0	0	0	0	0

【見込量設定の考え方】

居宅介護については、在宅生活への移行等により、利用ニーズの高まりが予想されることから、サービス提供体制の確保が必要です。

令和５年度末までの利用者数の推移及び今後の１人あたりのサービス利用時間の増加を勘案し、サービス見込量を設定します。

【見込量確保のための方策】

訪問系サービスの見込量については、増加傾向で見込んでおり、今後も事業者との連携の下、提供体制の確保に努めます。利用実績がないため見込量の設定を行っていないサービスについては、今後の利用ニーズを見定め、必要に応じて提供体制の確保を図ります。

また、事業者が適正にサービス提供を行えるよう、情報提供等の支援を引き続き行っていきます。

２　日中活動系サービス

【サービスの概要】

サ ー ビ ス 名	内　　容
生活介護	常時介護を必要とする障害者で、障害支援区分３以上（50 歳以上の場合は区分２以上）である方に対し、施設等で入浴、排せつ、食事の介助や創作的活動、生産活動の機会等を提供するサービスです。
自立訓練（機能訓練）	地域で生活ができるようにすることを目的に、身体機能や生活能力の維持・向上を図る目的で一定の支援が必要な障害者を対象に一定期間（基本は 18 か月）のプログラムに基づき、身体機能・生活機能の向上のために必要な訓練等を提供します。
自立訓練（生活訓練）	地域での生活を送るうえで、生活能力の維持・向上を図る目的で一定の支援を必要とする障害者を対象に、一定期間（基本は 24 か月）プログラムに基づき、地域での生活を営むうえでの必要な訓練等を提供するサービスです。
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望し、一般就労が見込まれる者に対して、生産活動・職場体験などの活動の機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談支援などを行います。
就労継続支援（Ａ型）	就労移行支援事業を利用しても一般企業での雇用に結びつかなかった方、特別支援学校を卒業後に就職活動しても雇用に結びつかなかった方等を対象に、事業者と雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の機会を通じ、知識や能力の向上のために必要な訓練等を提供します。
就労継続支援（Ｂ型）	年齢や体力の面から就労が困難な障害者、就労移行支援事業等を利用しても雇用に結びつかなかった障害者を対象に、就労の機会を提供し、生産活動その他の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を提供します。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う生活面の課題が生じている人に対して、課題を把握するとともに、企業や関係機関等への連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障害者に対して、主に昼間に病院や施設での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、日常生活上のサービスを提供します。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護を行う人が病気などの場合に、短期間の入所による入浴、排せつ、食事の介護など必要な支援を行います。障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院等において実施する「医療型」があります。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

①利用実績（第６期計画）

サービス名		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		実利用者数（人）	利用日数（人日）	実利用者数（人）	利用日数（人日）	実利用者数（人）	利用日数（人日）
生活介護	計画	34	782	34	782	34	782
	実績	33	660	39	741	37	740
うち、重度障害者	実績	0		0		0	
自立訓練（機能訓練）	計画	1	22	1	22	1	22
	実績	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	計画	4	48	5	60	6	72
	実績	5	90	4	84	3	66
就労選択支援	計画						
	実績						
就労移行支援	計画	2	20	2	20	2	20
	実績	3	51	2	40	4	64
就労継続支援Ａ型	計画	1	22	1	22	1	22
	実績	2	30	2	34	3	45
就労継続支援Ｂ型	計画	22	399	24	427	26	455
	実績	23	391	21	336	21	357
就労定着支援	計画	1		1		1	
	実績	0		0		0	
療養介護	計画	1		1		1	
	実績	0		0		0	
短期入所（福祉型）	計画	5	66	5	66	5	66
	実績	5	115	6	96	2	16
うち、重度障害者	実績	0		0		0	
短期入所（医療型）	計画	－	－	－	－	－	－
	実績	1	4	1	6	1	5
うち、重度障害者	実績	1		1		1	

※令和５年度の実績は見込量

②見込量（第７期計画）

サービス名		令和６年度		令和７年度		令和８年度	
		実利用者数（人）	利用日数（人日）	実利用者数（人）	利用日数（人日）	実利用者数（人）	利用日数（人日）
生活介護	計画	39	782	41	822	43	862
うち、重度障害者	計画	0		1		1	
自立訓練（機能訓練）	計画	1	23	1	23	1	23
自立訓練（生活訓練）	計画	4	68	5	85	6	102
就労選択支援	計画	0		1		2	
就労移行支援	計画	4	68	4	68	5	85
就労継続支援Ａ型	計画	3	60	3	60	4	80
就労継続支援Ｂ型	計画	23	395	24	412	25	430
就労定着支援	計画	0		1		1	
療養介護	計画	1		1		1	
短期入所（福祉型）	計画	5	105	5	105	5	105
うち、重度障害者	計画	0		0		0	
短期入所（医療型）	計画	1	14	1	14	1	14
うち、重度障害者	計画	1		1		1	

【見込量設定の考え方】

利用実績、現利用者数、平均的な一人当たりの利用量などを勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

【見込量確保のための方策】

日中活動系サービスの見込量については、横ばいもしくは増加傾向で見込んでおり、今後も事業者との連携の下、提供体制の確保に努めます。

就労に関するサービスについては、事業者との連携や情報共有を図るとともに、利用者の一般就労につながるように支援を行います。

３　居住系サービス

【サービスの概要】

サ ー ビ ス 名	内　　容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していて、一人暮らしを希望する方に対して、一定期間定期的に利用者の居宅を訪問して生活状態を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を営む住居において、主として夜間に、相談のほか、個々のニーズに応じて入浴、排せつ、食事等の介護など、必要な日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	夜間での介護を必要とする障害者や、自立訓練・就労移行支援を利用している障害者の中で単身の生活が困難である方、又は、様々な事情により通所が困難な方を対象 に、夜間における居住の場を提供し、入浴や食事等の日常生活上の世話を行うサービス です。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

①利用実績（第６期計画）

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
自立生活援助	計画	1	1	1
	実績	0	0	0
共同生活援助	計画	13	14	15
	実績	13	14	16
うち、重度障害者	実績	0	0	0
施設入所支援	計画	20	19	18
	実績	19	22	22

※令和５年度の実績は見込量

②見込量（第７期計画）

サービス名		令和６年度	令和７年度	令和８年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
自立生活援助	計画	1	1	1
共同生活援助	計画	16	17	18
うち、重度障害者	計画	0	0	0
施設入所支援	計画	22	22	22

【見込量設定の考え方】

これまでの利用実績、現利用者数を勘案して見込量を設定します。

【見込量確保のための方策】

居住系サービスの見込量については、自立生活援助、施設入所支援は横ばい、共同生活援助（グループホーム）は増加傾向で見込んでおり、今後も事業者との連携の下、提供体制の確保に努めます。また、地域生活への移行に向けて、引き続き福祉施設等の支援に係るニーズの把握に努め、グループホームの設置を働きかけるとともに、関係団体や事業者との連携・調整を図り、地域生活支援拠点等の整備を推進します。

4　相談支援

【サービスの概要】

サービス名	内　　容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後においてサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。計画策定にあたっては、各種サービスを組み合わせながら、その人らしく日常生活や社会生活を営めるよう支援していきます。
地域移行支援	障害者施設に入所している障害者や入院している精神障害者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に対する相談や緊急訪問・対応等を行います。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

①利用実績（第６期計画）

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
計画相談支援	計画	15	16	17
	実績	16	17	17
地域移行支援	計画	1	1	1
	実績	0	0	0
地域定着支援	計画	1	1	1
	実績	0	0	0

※令和５年度の実績は見込量

②見込量（第７期計画）

サービス名		令和６年度	令和７年度	令和８年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
計画相談支援	計画	17	18	19
地域移行支援	計画	1	1	1
地域定着支援	計画	1	1	1

【見込量設定の考え方】

計画相談支援は、利用実績の推移をもとに、見込み量を設定します。

地域移行支援や地域定着支援は、これまでの利用実績はありませんが、施設入所者の地域生活への移行者数を勘案し、新たな利用意向に対応できるよう、利用者１名を見込みます。

【見込量確保のための方策】

計画相談支援の見込量については、増加傾向で見込んでいます。

今後も事業者との連携の下、障害のある人の地域生活を支える相談体制や地域移行・定着に向けた支援体制の整備を行うとともに、サービス提供体制の確保に努めます。

５　障害児通所支援等

【サービスの概要】

サ ー ビ ス 名	内　　容
児童発達支援	身体障がいや知的障害、精神障害のある児童を対象に、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童に、授業の終了後又は夏休みなどの休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所や集団生活を営む施設に通う発達障害児その他気になる児童を対象に、障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士等が訪問し、本人や施設スタッフに対し専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害（肢体不自由）のある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態にあり、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

①利用実績（第６期計画）

サービス名		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		実利用者数（人）	利用日数（人日）	実利用者数（人）	利用日数（人日）	実利用者数（人）	利用日数（人日）
児童発達支援	計画	4	16	4	16	4	16
	実績	12	48	12	48	15	60
放課後等デイサービス	計画	12	160	13	175	14	190
	実績	16	208	14	210	13	208
保育所等訪問支援	計画	1	－	1	－	1	－
	実績	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	計画	1	－	1	－	1	－
	実績	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	計画	1	－	1	－	1	－
	実績	0	0	0	0	0	0

②見込量（第７期計画）

サービス名		令和６年度		令和７年度		令和８年度	
		実利用者数（人）	利用日数（人日）	実利用者数（人）	利用日数（人日）	実利用者数（人）	利用日数（人日）
児童発達支援	計画	15	60	16	64	17	68
放課後等デイサービス	計画	15	206	16	220	17	233
保育所等訪問支援	計画	1	7	1	7	1	7
医療型児童発達支援	計画	1	7	1	7	1	7
居宅訪問型児童発達支援		1	7	1	7	1	7

【見込量設定の考え方】

児童発達支援及び放課後等デイサービスは今後も対象となる児童の増加が見込まれるため、利用者の増加を見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

障害児通所支援の見込量については、横ばいもしくは増加傾向で見込んでおり、特に放課後等デイサービスの見込量が増加していくことが推測されます。ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進に向けて、事業者との連携の下、適切なサービス利用の促進のための提供体制の確保を図るとともに、保健・医療・子育て・教育・福祉の緊密な連携による支援体制を強化します。

6　障害児相談支援

（１）障害児相談支援

【サービスの概要】

サ ー ビ ス 名	内　　容
障害児相談支援	障害児通所支援を申請した児童について、障害児支援利用計画案を作成し、サービス支給決定後に、サービス事業所との連絡調整、障害児支援利用計画の作成、障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）などを行います。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

①利用実績（第６期計画）

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
障害害児相談支援	計画	8	9	10
	実績	6	3	2

※令和５年度の実績は見込量

②見込量（第７期計画）

サービス名		令和６年度	令和７年度	令和８年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
障害児相談支援	計画	4	5	6

【見込量設定の考え方】

これまでの利用実績、現利用者数を勘案して、見込量を設定します。

【見込量確保のための方策】

障害児相談支援の見込量については、増加傾向で見込んでいます。適切にサービスを利用することができるよう、障害の疑いのある段階から障害のある子ども本人や家族に対する継続的な相談支援を実施するとともに、相談支援機関及び保健・医療・福祉の連携の下、相談支援の提供体制の確保及び質の確保・向上を図ります。

（２）医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

【サービスの概要】

サ ー ビ ス 名	内　　容
医療的ケア児コーディネーターの配置	医療的ケア児に対する関係機関との連携や各種サービスの調整を行います。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

①利用実績（第６期計画）

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
		人数（人）	人数（人）	人数（人）
医療的ケア児コーディネーターの配置	計画	－	－	－
	実績	1	1	1
医療的ケア児コーディネーターの研修受講	計画	－	－	－
	実績	0	1	1

※令和５年度の実績は見込量

②見込量（第７期計画）

サービス名		令和６年度	令和７年度	令和８年度
		人数（人）	人数（人）	人数（人）
医療的ケア児コーディネーターの配置	計画	1	1	1
医療的ケア児コーディネーターの研修受講	計画	1	1	1

【見込量設定の考え方】

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、関係機関との連携・調整を図るコーディネーターを継続的に配置するため見込量を設定します。

【見込量確保のための方策】

県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修について相談支援事業所等に周知・受講勧奨を行い、配置の促進を行います。

7　その他活動指標

（１）発達障害者等に対する支援

【サービスの概要】

サ ー ビ ス 名	内　　容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム	ペアレントトレーニングは、発達障害などの子どもの保護者に向けた、親のためのプログラムになります。 ペアレントプログラムは、育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムになります。
ペアレントメンター	ペアレントメンターは、自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のことになります。
ピアサポート	ピアサポートの「ピア」とは仲間を意味し、「サポート」とは支援することを意味します。専門家によるサポートとは違い、同じ立場の仲間として仲間同士で支えあう活動のことになります。

【サービスの利用実績及び見込量（一月当たり）】

①利用実績（第６期計画）

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等受講者数	計画	-	-	-
	実績	0	0	0
ペアレントメンターの人数	計画	-	-	-
	実績	0	0	0
ピアサポートの活動への参加	計画	-	-	-
	実績	0	0	0

※令和５年度の実績は見込量

②見込量（第７期計画）

サービス名		令和６年度	令和７年度	令和８年度
		実利用者数（人）	実利用者数（人）	実利用者数（人）
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等受講者数	計画	0	0	1
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	計画	0	0	0
ペアレントメンターの人数	計画	0	0	0
ピアサポートの活動への参加	計画	0	0	1

【見込量確保のための方策】

発達障害の早期発見・早期対応のために、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、支援体制の確保を図ります。

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【活動指標（年当たり）】

①指標（第７期計画）

サービス名		令和６年度	令和７年度	令和８年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	計画	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	計画	15	15	15
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	計画	1	1	1
精神障害者の地域移行支援の利用人数	計画	0	0	0
精神障害者の地域定着支援の利用人数	計画	0	0	0
精神障害者の共同生活援助の利用人数	計画	1	1	1
精神障害者の自立生活援助の利用人数	計画	0	0	0
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用人数	計画	1	1	1

【見込量確保のための方策】

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議の場」の推進に向けて、保健・医療・福祉の連携体制の構築を図ります。

（３）相談支援体制の充実・強化等

【活動指標（年当たり）】

①指標（第７期計画）

サービス名		令和６年度	令和７年度	令和８年度
基幹相談支援センターの設置数	計画	1	1	1
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	計画	110	110	110
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	計画	110	110	110
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	計画	60	60	60
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	計画	0	0	0
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	計画	1	1	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	計画	12	12	12
協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数	計画	7	7	7
協議会の専門部会の設置数	計画	1	1	1
協議会の専門部会の実施回数	計画	12	12	12

【見込量確保のための方策】

相談支援体制の充実・強化のために、基幹相談支援センターまたはそれに準ずる機能を有した総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援の強化に向けた体制の確保を図ります。

（４）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【活動指標（年当たり）】

①指標（第７期計画）

サービス名		令和６年度	令和７年度	令和８年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や町職員に対して実施する研修の参加人数　（人）	計画	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	計画	有	有	有
（共有する体制が有の場合）それに基づく実施回数（回）	計画	1	1	1

【見込量確保のための方策】

多様化する障害福祉の中で、利用者が真に必要とするサービスを適切に提供することが求められていることから、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加や相談支援専門員及びサービス管理責任者等への各種研修への参加を推進します。

また、障害者自立支援審査支払等システムを活用し、請求の過誤をなくすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保するため、国民健康保険団体連合会（国保連）における審査でエラーになった内容の分析や事例検討などを行い、サービスの質の向上を図ります。

第５項　地域生活支援事業

国は障害者総合支援法において、地域の特性や利用者の状態に応じて、自治体の判断で柔軟に実施できる事業として、地域生活支援事業を定めています。本町でも、秩父地域で設置している地域自立支援協議会での活動を通じ、協議の調整を行い、地域生活支援事業を活用して、各種の事業を実施します。

１　地域生活支援事業（必須事業）

（１）相談支援事業

【サービスの概要】

サ ー ビ ス 名	内　　容
障害者相談支援事業	障害者やその家族等の保健福祉に対する相談に応じ、障害福祉サービス等必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連絡調整し、障害者の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター機能強化事業	困難ケースへの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を行い、相談支援機能の強化を図る事業です。

【サービスの利用実績及び見込量（年当たり）】

①利用実績（第６期計画）

区分		令和３年度	令和４年度	令和５年度
障害者相談支援事業（箇所数）	計画	3	3	3
	実績	3	3	3
基幹相談支援センター事業（箇所数）	計画	1	1	1
	実績	1	1	1
住宅入居等支援事業（年当たり利用者数）	計画	1	1	1
	実績	0	0	0

※令和５年度の実績は見込み

②見込量（第７期計画）

区分		令和６年度	令和７年度	令和８年度
障害者相談支援事業（箇所数）	計画	3	3	3
基幹相談支援センター事業（箇所数）	計画	1	1	1
住宅入居等支援事業（年当たり利用者数）	計画	1	1	1

（２）成年後見制度利用支援事業

【サービスの概要】

身寄りがないなどの理由により、後見開始の審判を申し立てる者がいない知的障害や精神障害のある人を対象に、本町が家庭裁判所に対して審判の申立てを行うとともに、申立費用及び後見人などの報酬の全部又は一部を助成します。

【サービスの利用実績及び見込量（年当たり）】

①利用実績（第６期計画）

区分		令和３年度	令和４年度	令和５年度
成年後見制度利用支援事業（利用者数）	計画	1	1	1
	実績	1	1	1

※令和５年度の実績は見込み

②見込量（第７期計画）

区分		令和６年度	令和７年度	令和８年度
成年後見制度利用支援事業（利用者数）	計画	1	2	2

（３）意思疎通支援事業

【サービスの概要】

聴覚、言語、音声機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者、障害児に、手話通訳者などの派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。また、手話通訳派遣事業の秩父地域での設置に向けて、今後も協議を図ります。

【サービスの利用実績及び見込量（年当たり）】

①利用実績（第６期計画）

区分		令和３年度	令和４年度	令和５年度
手話通訳者派遣事業（回）	計画	1	1	1
	実績	0	0	4
要約筆記者派遣事業（回）	計画	1	1	1
	実績	0	0	0

※令和５年度の実績は見込み

②見込量（第７期計画）

区分		令和６年度	令和７年度	令和８年度
手話通訳者派遣事業（回）	計画	4	4	4
要約筆記者派遣事業（回）	計画	1	1	1

（４）日常生活用具給付等事業

【サービスの概要】

日常生活を営むことに支障のある障害者、障害児に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付します。

【サービスの利用実績及び見込量（年当たり）】

①利用実績（第６期計画）

区分		令和３年度	令和４年度	令和５年度
		件数	件数	件数
介護・訓練用支援用具	計画	1	1	1
	実績	0	0	0
自立生活支援用具	計画	4	4	4
	実績	2	2	0
在宅療養等支援用具	計画	3	3	3
	実績	1	3	0
情報・意思疎通支援用具	計画	5	5	6
	実績	1	2	1
排泄管理支援用具	計画	320	330	340
	実績	309	325	334
住宅改修費	計画	1	1	1
	実績	0	0	1

※令和５年度の実績は見込み

Ｂ　事業実施の見込み（第７期計画）

区分		令和６年度	令和７年度	令和８年度
		件数	件数	件数
介護・訓練用支援用具	計画	1	1	1
自立生活支援用具	計画	3	3	3
在宅療養等支援用具	計画	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	計画	3	3	3
排泄管理支援用具	計画	350	360	370
住宅改修費	計画	1	1	1

（５）移動支援事業

【サービスの概要】

移動が困難な障害者、障害児について、外出等のための支援を行い、地域における自立した生活や余暇活動などの社会参加の促進を図ります。

【サービスの利用実績及び見込量（月当たり）】

①利用実績（第６期計画）

サービス名		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		実利用者数（人）	利用時間（時間）	実利用者数（人）	利用時間（時間）	実利用者数（人）	利用時間（時間）
移動支援事業	計画	15	460	16	490	17	520
	実績	12	379	16	553	14	504

※令和５年度の実績は見込み

②見込量（第７期計画）

サービス名		令和６年度		令和７年度		令和８年度	
		実利用者数（人）	利用時間（時間）	実利用者数（人）	利用時間（時間）	実利用者数（人）	利用時間（時間）
移動支援事業	計画	15	460	16	490	17	520

（６）手話奉仕員養成研修事業

【サービスの概要】

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための各種講座を実施します。

【サービスの利用実績及び見込量（年当たり）】

①利用実績（第６期計画）

区分		令和３年度	令和４年度	令和５年度
		実施回数	実施回数	実施回数
手話奉仕員養成研修事業	計画	1	1	1
	実績	1	0	0

※令和５年度の実績は見込み

②見込量（第７期計画）

区分		令和６年度	令和７年度	令和８年度
		実施回数	実施回数	実施回数
手話奉仕員養成研修事業	計画	1	1	1

（７）地域活動支援センター事業

【サービスの概要】

創作的活動の場や創作的活動の場や生産活動の機会の提供を行い、身体障害・知的障害・精神障害のある人が通うことによって、地域生活の支援を促進する事業です。

【サービスの利用実績及び見込量（年当たり）】

①利用実績（第６期計画）

区分		令和３年度	令和４年度	令和５年度
		実施箇所	実施箇所	実施箇所
地域活動支援センター（I型）	計画	1	1	1
	実績	1	1	1

※令和５年度の実績は見込み

②見込量（第７期計画）

区分		令和６年度	令和７年度	令和８年度
		実施箇所	実施箇所	実施箇所
地域活動支援センター（I型）	計画	1	1	1

２　地域生活支援事業（任意事業）

（１）訪問入浴サービス事業

【サービスの概要】

在宅で生活し、一人で入浴することが困難な身体障害者に対し、訪問入浴等を定期的に派遣し、入浴サービスを提供する事業です。

【サービスの利用実績及び見込量（年当たり）】

①利用実績（第６期計画）

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
		利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）
訪問入浴サービス事業	計画	1	1	1
	実績	3	3	3

※令和５年度の実績は見込み

②見込量（第７期計画）

サービス名		令和６年度	令和７年度	令和８年度
		利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）
訪問入浴サービス事業	計画	4	4	4

（２）日中一時支援事業

【サービスの概要】

介助者の就労や一時的な休息のため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者（児）を対象に、日中における活動の場を確保し、日常的な訓練等の支援を行う事業です。

【サービスの利用実績及び見込量（年当たり）】

①利用実績（第６期計画）

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
		利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）
日中一時支援事業	計画	－	－	－
	実績	2	1	0

※令和５年度の実績は見込み

②見込量（第７期計画）

サービス名		令和６年度	令和７年度	令和８年度
		利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）
日中一時支援事業	計画	2	2	2

（３）自動車運転免許取得費･自動車改造費助成事業

【サービスの概要】

就労などのため自動車運転免許証取得や自己所有の自動車を自ら運転する場合に、その自動車のハンドル・ブレーキ・アクセルなどの改造費の一部を助成し、外出時の移動を支援します。

【サービスの利用実績及び見込量（年当たり）】

①利用実績（第６期計画）

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
		利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）
自動車運転免許取得費･自動車改造費助成事業	計画	1	1	1
	実績	1	0	0

※令和５年度の実績は見込み

②見込量（第７期計画）

サービス名		令和６年度	令和７年度	令和８年度
		利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）
自動車運転免許取得費･自動車改造費助成事業	計画	1	1	1

（４）巡回支援専門員整備事業

【サービスの概要】

保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回支援を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制を整備します。

【サービスの利用実績及び見込量（年当たり）】

①利用実績（第６期計画）

サービス名		令和３年度	令和４年度	令和５年度
		利用者数（回）	利用者数（回）	利用者数（回）
巡回支援専門員整備事業	計画	8	8	8
	実績	10	10	

※令和５年度の実績は見込み

②見込量（第７期計画）

サービス名		令和６年度	令和７年度	令和８年度
		利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）
巡回支援専門員整備事業	計画	10	10	10

第２章　計画の推進

第１項　各主体の役割

本計画を推進するにあたっては、障害及び障害のある人に関する問題について社会的関心を高めていくとともに、障害のある人、家庭、地域社会、学校、団体、企業、行政などが、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力し、理解しあいながら一体となって取組むことが必要になっています。

１　地域社会

地域における多様な人々との交流を通し、障害のある人が参加できる行事や地域活動の機会を設けるとともに、近隣の人同士が互いに助け合うことの出来る地域づくりを進めるなど、障害のある人やその家庭を地域の中で支援する体制づくりが重要です。

２　学校

障害のある子ども一人ひとりが、個性の伸長を図り、社会的な自立や社会参加を促進するためには、障害の特性や程度に応じたきめ細かな指導を通して、持てる力を最大限に発揮できる適切な教育を推進することが必要になっています。

また、障害のない児童生徒が障害のある児童生徒への正しい理解と認識を深め、思いやりや豊かな心の育成を図るために、交流教育や福祉教育を拡充し、障害に対する意識面でのバリアフリーに努めていく必要があります。

３　団体

障害者関係団体などの役割は、障害のある人やその家庭の福祉の向上を目指し、自立した自主的な運営ができるように努めるとともに、地域住民の理解を一層深めるための働きかけを行っていくことが望まれています。

４　企業

障害のある人が安定した生活を営むためには、障害のある人の適性と能力に応じた仕事の内容や雇用形態等を考慮するなど、障害のない人と共に生き害をもって働けるような職場作りが望まれています。

さらに、障害のある人も企業自らも地域社会の構成員であるという自覚のもとに地域に共生し、社会に貢献することも、今後の企業の大きな役割の一つとして期待されています。

５　行政

行政の役割は、町民の総合的な福祉の向上を目指して広範にわたる障害者施策を総合的・一体的に推進することです。

そのためには、各主体の役割を踏まえながら、地域社会の連帯の環境整備に努め、行財政の効率的な運営と執行体制を整備するとともに、当事者や障害のある人を支える家族などのニーズを的確に把握し、地域の特性に応じたきめ細かな施策を推進することが求められています。

施策の展開にあたっては、たえず地域の創意、地域からの発想を汲み取り、創造的な施策を展開していきます。また、政策の形成過程も含めて、障害のある人のまちづくりへの参加機会を拡充するとともに、必要な情報を的確に提供し、町民の参加と連帯に支えられた事業運営に努めていくことが求められています。

第２項　計画の推進

ノーマライゼーション及びソーシャルインクルージョンの理念の下、障害のある人が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるように、ライフステージの各段階において能力を最大限発揮し、自立した生活を目指すことを支援するとともに障害のある人のあらゆる社会経済活動への参画を支援する計画の推進にあたっては、福祉、保健、医療、教育、雇用、生活環境など広範な分野にわたるため、施策が効果的かつ効率的に実施されるよう担当間や関係行政機関、障害者団体、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、秩父地域自立支援協議会、ボランティア団体などとの連携を図ります。

第３項　目標達成状況の評価

本町は、各目標値、サービスの見込み量については、１年に１回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障がい福祉計画の年度評価として分析・評価を行い、必要があると認められる場合は、障がい福祉計画の変更や事業の見直し等を行います。

なお、町は障がい福祉計画について、「PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：確認・評価、Action：改善）サイクル」を構築し、計画の評価・改善を行っていきます。

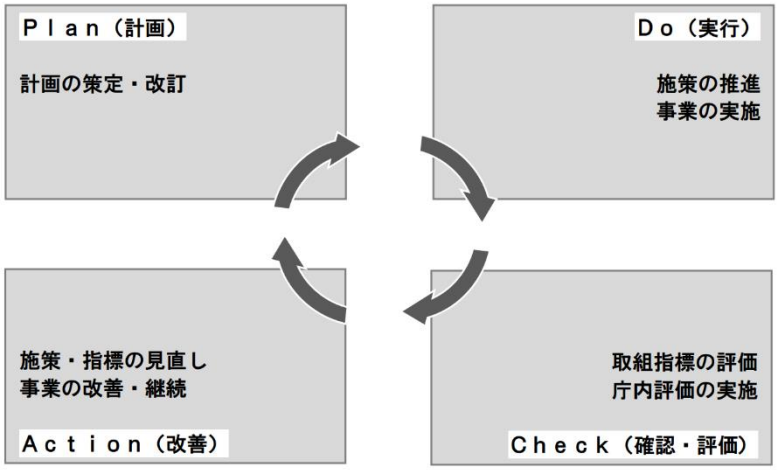

資料編

第１項　計画の策定経過

第２項　皆野町障害者福祉基本計画策定協議会設置要綱

第３項　皆野町障害者福祉基本計画策定協議会委員名簿